

平成29年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成29年6月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小山栄治
7番 木村利晴
8番 石井孝昭
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小菅耕二
19番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	梅 澤 孝 行
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	藏 村 隆 雄

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成29年6月7日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（小高良則君）

おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

○山田雅士君

おはようございます。誠和会の山田雅士です。一般質問3日目の先頭バッターを務めさせていただきます。私は、その日の質問を最初にやるのは初めてで、今まで以上にちょっと緊張しております。また、始まる前に先輩の皆様からのありがたいお言葉とプレッシャーもあり、さらに緊張しておりますが、精いっぱい努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では今回は、質問事項1、教育問題。そして2、まちの安心・安全、この2点に関して質問させていただきます。

まず、要旨（1）子どもの貧困対策。

子どもの貧困という問題は近年いろんなところで持ち上がってきておりまして、八街市としても看過することができない問題ではないかと思えます。今議会あるいはその前の議会でも多くの議員から、この件に関しては質問されています。全国的には6人に1人が貧困状態という衝撃的なデータもあります。

そこで、①子どもの貧困ということで、八街市の現状がどのようになっているのか、把握されているか、お聞かせ願いたいと思えます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会といたしましては、貧困対策の一部として、就学援助を実施しております。平成28年度当初の八街市就学援助の認定者数は、小学校177件で約5.5パーセント、中学校103件で約5.3パーセント、小・中を合わせて280件で約5.4パーセントとなっております。平成29年度当初の八街市就学援助の認定者数は、小学校167件で約5.3パーセント、中学校101件で約5.6パーセント、小・中を合わせて268件で約5.4パーセントとなっております。

○山田雅士君

今ご答弁いただいた中では、平成28年、そして29年、小・中を合わせて約5.4パーセントというのが就学援助の対象になっているというご答弁がございました。全国的に6人に1人という割合から考えると、もしかしたら、まだまだ眠っている八街市の見えない子どもの貧困というのがあるのかもしれない。全国的には、この問題に対して保護者の皆様に

アンケートをとったりして、そういった把握を進めているという実態も、近年、見受けられてきております。少しでも多くの子どもの、子どもの貧困という状態のおかげで、例えば学生生活に支障が出る、そういったことがないように、八街市としても対策してほしいと思うのですが。

そこで②として、子どもの貧困対策ということで、解決の施策が八街市ではどのようなになっているのか、お聞かせ願います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

就学援助は、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、当該児童・生徒の就学に要する経費の一部を援助することにより、学校生活を円滑に過ごせることを目的としております。補助対象項目は、昨年度までは、学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行を含む校外活動費、給食費、医療費の6項目に、5月1日認定者には、生徒会費、PTA会費の2項目を合わせた8項目が対象でしたが、今年度からは、そこにクラブ活動費も入れた9項目を対象としております。

○山田雅士君

ありがとうございます。

今のご答弁で、今年度からはクラブ活動費も項目に入っているということで、それはやはり貧困に苦しんでいる家庭の方にとっては非常にありがたいのではないかなと思います。こういった支援が、またさらに広がり支給等も迅速に行われるようになってほしいと思うところであります。

そこで、子どもの貧困対策の中で、いろんな自治体で学生服リユースという、要は学生服を再利用する取り組みが行われて、近年は新聞やニュースでも多く取り上げられるようになっております。八街市としても、こういった取り組みをぜひ推し進めてほしいと思うんですけども、学生服リユースに関してどのような考えをお持ちか、お聞かせ願えますか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市内各4中学校において、卒業間近のあたりに保護者へ呼びかけを行い、趣旨をご理解いただけた家庭について、制服やジャージ、上ばきを寄附していただいております。集めた制服の利用については、金銭的に制服を用意できない新入生や、制服を汚したり破損させてしまったりした生徒などに貸与しております。

○山田雅士君

そうしますと、この取り組みは現在、八街市では行われているということでよろしいでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

実施しているのは、ただいま教育長が答弁したとおりでございます。

○山田雅士君

それでは、市内4中学校で取り組みをやられているということですが、例えば学生服の在庫の状況とか、そういったものは教育委員会の方で把握されていらっしゃるのでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

それぞれの学校によりまして数には差がありますが、急な事態に対応できるような数について確保しております。また、保管につきましても、保健室あるいは職員室等で、すぐに使える状態で保管しているような状態です。

○山田雅士君

そうですね、困らない数は十分あるということで、それはうれしいなと思うところではありますが。

私が今回、学生服リユースの質問をさせていただくにあたって、中学校あるいは卒業された保護者の方々にいろいろと話を聞いたところ、どうもこの取り組みがあまり周知されていない。お話を聞いても、そういうのを八街でもやっているんですかと。知っています、利用したことがありますとか、そういったことを言っていた保護者の方が非常に少なかったというか、ほぼいなかったんですけども。

学生服リユースに関して、周知の仕方や方法、そういったものがどのようになっているのか、お聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

新入生で制服の必要な案件につきましては、小学校との引き継ぎの中で、必要であるとの保護者からの要望によりまして対応しております。数にも限りがありますので、全体への周知は行っておりません。必要な生徒に対しましては、個々に応じて、それぞれ丁寧に対応しております。

○山田雅士君

そうしますと、全体に広く告知するというよりは、そういった要望があったときに、その都度、対応していただいているというような形になるかと思いますが。

私が話を聞いた中では、やっぱり、知っていたら利用したとか、特に男性児童を持っている親御さんからすると、子どもの急な成長で、そのたびに新しく制服を用意して、お金がかかって大変だった。知っていれば、卒業の数カ月前とかだったら、そういったものを利用させてもらったのに、そういうことを言ってきた親御さんもいらっしゃいます。また、中には、酒々井町ではやっていますよね、八街市でもやってほしいですと言われて、ちょっとショックだったのも覚えております。なので、学生服リユースの取り組みは、できればやっぱり今後も、もちろん継続していただいて、さらに広く周知していただいて。いろんな状況、例えば今のお子さん、なかなかちょっとしっかりした制服、正規の制服姿で登校されない方とか、あと転入生、転校生、そういった対応というのものもあるでしょうけれども、貧困対策の一環として、学生服リユースというのを広めていただいて。

せっかく八街市では大分前から学生服リユースというのに取り組まれていたと聞いております。話を聞く限り、15年以上前から、こういった取り組みをやられてきたということな

んですけれども、近年から取り組まれた市が新聞やニュースで取り上げられて、子どもの貧困対策をしっかりとやっています、そういった支援をやっていますというのが広められて、ずっと前からやっていた八街市の取り組みが知られていないというのは、やはりちょっと残念だと思いますし、昨日の林修三議員の、ジャンルが違いますけど、質問の中でもあった、八街市はそういう発信があまり上手ではないと、どうしてもそういう印象になってしまいますので、できれば取り組みを広く広めていただいて、お子さんを持っている親御さんたちが、八街市はこういった取り組みをやっているんだ、安心して子どもを学校に通わせられる、八街市に住み続けたいと思わせるような市になってほしいなと思います。

ちなみにですけれども、こういった取り組みの一環として、さらに、例えば学生服以外でもいろんな学用品の需要があると思います。ランドセルもそうでしょうし、そういったほかの学用品に関してもリユースの取り組みを広げていかれてはいかかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

それぞれ必要な用具につきましては、各家庭でさまざまな要件がございます。その様態に応じまして、関係各課と連携をとりながら個別にできる限りの対応をしてみたいと考えております。

○山田雅士君

ありがとうございます。

本当に今ご答弁されたように個別にいろんなケースがあると思います。なので、できる限りの、きめ細やかな対応を、各個の事情に合わせた対応をとっていただいて、少しでも貧困の現象が解消されるように望むところでございます。やはり支援がないとお子様の学習機会が不足し、そのことにより学力低下、そのことにより、ほかの家庭や児童への劣等感、そういったことから進学、就職がうまくいかない、そのお子さんがさらに貧困の連鎖を生み、そのように非常に深刻な問題になりつつあります。今まで貧困と言えば食べる物がなかったか、住むところの問題とか、そういった絶対的な貧困の問題かと思っておりましたが、やはり日本などの先進国では、いわゆる相対的貧困。見た目はなかなかちょっとわかりづらいんですが、そういった日常生活で周りとなかなかうまくいかない、そういったことが原因となってしまうような貧困。どうしても今の子どもたちは、やはりスマートフォンを持っていないと仲間になれないとか、そういった問題も抱えております。そういった部分もあるのですが、少しでもそういった状況が八街市の中で起こらないように対策をしっかり望みまして、次の質問に移らせていただきます。

では、続きまして、まちの安心・安全ということで、（１）防災教育、こちらに関して質問させていただきます。

①八街市防災教育ということですが、学校での防災教育ということで、質問させていただきます。

近年のさまざまな大災害、これには八街市としても、大震災を受けて、いろんな取り組み

をされているのですが、その中で学校内での防災教育、今後多分、防災教育というのはすごく大事になってくるかと思えます。震災があったときに、お子様が正しい知識を持って避難等の対応ができる、そのようになるには、防災教育というのが非常に大事ではないかと思われるのですが、八街市としては学校での防災教育にどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

防災教育は、さまざまな危険から児童・生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部として行われています。学校における安全教育は、交通安全、生活安全、災害安全の3つの領域から構成されており、防災教育は、この中の災害安全に関する教育と同義です。防災教育は、災害に適切に対応する能力の基礎を培うために、避難訓練はもとより、関連する教科、総合的な学習、特別活動などの学校教育活動全体を通して行っております。

○山田雅士君

ありがとうございます。こういった安全教育がしっかりされていれば、子どもたちが、いざ災害に遭ったときに適切に対応していただけるのではないかということで、非常に心強く思っております。

その中で、熊本県では熊本地震以降、絵本を使った防災教育を幼少期から保育園、幼稚園でとり行っているとお聞きしました。絵本を見せて、クイズ形式でやることで、児童に非常に興味を持ってもらい、また正しい知識を植え付けることができるということで、有効な取り組みではないかなと思います。どうしても熊本地震の後に、やっぱり小さいお子様が、家に帰るのが怖いですとか、夜中になって、あの状態を思い出して怖がって泣き出してしまう、そういった事例があって、熊本市では絵本を使った読み聞かせ等の防災教育をとり行うようになりました。そのおかげで園児や児童たちが正しい知識を身に付け、やはり絵本というのは、視覚化することで、今まで地震のおかげで心に植え付けられてしまった不安や悩みが絵本の効果で取り除かれると、そういった効果もあったようです。

なので、八街市としても絵本を使った防災教育といったものに取り組まれてはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

市内の公立幼稚園3園ですが、園の教育計画の中に防災教育を位置付けまして、概ね月1回の避難訓練を行っております。これには不審者対応の避難訓練も含まれておりますが、紙芝居や絵本を用いながら避難の仕方を説明するなど、園児の防災に対する意識が高まるように努めております。

○山田雅士君

そうですね、今のところは月1回、こういった防災教育としては避難訓練を行っているとありますが、これには不審者対応の避難訓練もあると。不審者という部分では、昨日の

木村議員の質問でもあったように、昨今はどうしてもこういった対応をしっかりとやっつけていかなければいけない悲しい時代になってしまったので、それはもちろん非常に大事なことではないかなと思いますので、継続して行ってほしいと思います。

それに合わせて、同じように震災時の対応ということで、絵本あるいは紙芝居、そういったものを有効に利用して、子どもたちに正しい知識、そして避難の仕方を。もし実際に本当に震災があっても、八街市の子どもたちが安全に避難できるように。八街市は、昨日の市長答弁にもありましたように、地盤が強く比較的震災に強いまちではありますが、やはりこういった取り組みをしっかりとやって、生徒、児童が震災で被害に遭う確率を少しでも低くするように取り組まれてほしいと思います。

では、もう一つ、再質問として、防災教育の取り組みの中で、やはり地域との連携、あるいは消防署、消防団、そういった関係機関との連携というのも非常に大事ではないかと思います。なので、学校での防災教育の中で、防災訓練等を含めた、そういった地域、関係機関との連携あるいは消防署での職場体験等、そういったものが現状ではどのようになっているのか、お聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

平成28年度におきまして、一部の学校ですが、消防署や地域の社会福祉協議会と合同の防災訓練を行っております。消火器の使い方についての講義、それから炊き出し体験等の活動を通しまして、児童・生徒の防災に対する意識を高めるように努めております。

職業体験につきましては、中学校における職業体験は現在、保護者とともに自分の進路を考える契機とするため、保護者の職場へ体験に行くことを進めております。昨年度、市内小・中学校で消防署で職場体験を実施した児童・生徒は、小学校で3人、中学校で21人でした。

○山田雅士君

そうですね、今言われたように非常に大事な取り組みではないかと思います。今後も、この取り組みを継続して、生徒、児童たちが防災に対する意識を高めていただけるよう、これはやはり次の消防団の質問にも関わってきますので、ぜひとも八街市として防災教育の取り組みを強化していただけるよう、お願いしたいと思います。

防災教育の一環として、質問要旨②ですけれども、中学での防災部設立ということに関して、お聞きしたいと思います。

これは東日本大震災で被災した地域が活動の主に取り組まれているんですが、各中学校で防災部を設立し、防災に関する知識、あるいは防災行事に関する地域との関わり、そういったものに中学生が積極的に関わっていく、そういった取り組みが東日本大震災の被災地で広まっております。

八街市としても毎年、塩釜市にバスで中学校の生徒さんたちが多く被災地ボランティアに今でも駆け付けております。なので、こういった中学校での防災部設立というのを検討してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

部活動については、生徒数や指導する教員の数に応じて各中学校で定めております。教育委員会としましては、先進校の取り組みの成果や課題を各中学校に伝えていきたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひとも、もちろん場合によっては通常の部活と並行する形で、こういった防災部というのがあって、防災活動の際には協力する、そういった形でとり行われてもいいと思いますし、今年は社会福祉協議会が中心で、塩釜市へのボランティアを企画するという事になっておりますが、やはり継続して、八街の中学生たちが関わってほしいと思いますので、そういったことを継続するためにも、中学校に防災部というのが設立され、そこで活動する生徒さんたちがいる、そういったことから市の防災意識もより高まっていき、そういった防災部出身の中学生が、いずれは消防署員、消防団員になっていってくればと、これは次の質問にもつながるところですが、そういった部分の効果も期待したいと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。防災対策ということでお聞きしたいと思います。

八街市では今年2月に防災訓練を行っておりまして、これは毎年、1つの小学校区を対象にして防災訓練を行い、その地域の方々、消防署あるいは消防団員、いろんな方々が協力して盛大に行われているところですが、前年度の防災訓練はどのような状況だったか、どのような成果があったか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市主催の前年度防災訓練につきましては、去る2月26日に笹引小学校におきまして、学校区内にお住まいの皆様を対象に実施したところでございます。防災訓練につきましては、訓練を通じて地域住民の防災意識の高揚を図ることを第1の目的としており、各地域で自主的かつ継続的に訓練が実施されることになるよう、毎年、会場を替えて実施しているところでございます。訓練内容につきましては、初期消火、煙体験、被災者救出、心肺蘇生、応急救護、避難所開設、災害時ボランティアセンター立ち上げ、給仕訓練及び協力企業、団体による展示等を行い、笹引小学校区にお住まいの皆様など、183名の参加により実施することができました。

また、市防災訓練と合わせて、市内全域を対象に午前11時から1分間、防災行政無線からの訓練放送及びメール配信を合図に、姿勢を低く、頭を守り、動かないという、3つの安全行動をそれぞれの場所で行うシェイクアウト訓練を実施いたしました。なお、このシェイクアウト訓練は、本市初の試みでありました。

○山田雅士君

ありがとうございます。

そうですね、笹引小学校での防災訓練は私も見学させていただいたんですけれども、特に初期消火で消火器を使った訓練なんかは子どもたちも非常に喜んで、興味深く参加していた印象がございます。また、消防署のはしご車にも乗って、子どもたちは高いところから景色を見た。そういったことで子どもたちが防災に親しめる防災訓練であった、非常にいい防災訓練だったと思います。

また、今の市長答弁にありましたように、シェイクアウト訓練というのを、前年度、本市初の試みとしてとり行われたということではありますが、シェイクアウト訓練は、まだちょっと認知度が低く、言葉としても聞きなれない方が多いのではないかと思います。

そこで、シェイクアウト訓練に関して、詳細をお聞かせ願えればと思います。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどの市長答弁でもございましたが、まずシェイクアウト訓練の内容ですけれども、地震が発生したときに自分の身を守るために、地震の際にはまず姿勢を低くする、頭を守る、その場所から動かない、この3つの安全確保行動をそれぞれの場所で、今いる場所で、そういった行動を素早くとれるようにするという自主的な訓練内容になっております。

目的ですけれども、訓練の日時に合わせて一斉に安全行動をとることで防災について考える機会を創出する、それから防災意識の高揚を図る、こういったことを目的に各地で実施されているということでございます。

なお、シェイクアウトという言葉自体ですけれども、シェイクアウトといいますのは、アメリカのカリフォルニア州で2008年に始まった、地震防災訓練の名称だそうです。意味は、地震を振り払えというようなニュアンスの意味だそうです、英語の造語であるということでございます。

○山田雅士君

ありがとうございます。

シェイクアウト訓練というのがどういうものか、非常にわかりやすく説明していただけたかと思います。

ちなみに、シェイクアウト訓練ですけれども、前年度の防災訓練でとり行うにあたって、市民への周知はどのような形で行われたのか、もしそういった内容がわかれば、お聞かせ願えればと思います。

○総務部長（山本雅章君）

市民周知ということですが、シェイクアウト訓練は今年2月26日に笹引小学校での避難訓練に合わせて同時実施しております。周知につきましては、市のホームページ、それから広報やちまたに2回、区の回覧でも実施しております。あと、実施する前日の夕方に防災無線でお知らせしております。それから、防災無線に加えましてメール配信ですね、登録されている方につきましてはメール配信、こういった周知を行いました。

○山田雅士君

シェイクアウト訓練を行うにあたって、いろんな媒体を使って周知していただけたということで、ありがとうございます。今後もこうした防災訓練でシェイクアウト訓練というのをとり行っていくことが、市民の安心・安全のためにも大事になっていくと思いますので、より多くの市民に周知され、実際の訓練の場所以外でも自主的にとり行ってもらえるようになったりすれば、本当に素晴らしいことではないかと思っておりますので、効果が継続することを期待したいと思います。

ちなみに、シェイクアウト訓練は事前に参加を登録、表明していただく形をとったわけですが、実際どのぐらいの人数が登録されたのか、お聞かせください。

○総務部長（山本雅章君）

訓練参加の事前登録は、5千60人の方に登録していただきました。あと、実際には当日11時から防災行政無線で流しておりますので、実際に参加された方は5千60人にプラス防災行政分というふうになるのではないかと思います。

○山田雅士君

ありがとうございます。

初めての試みで5千60人の方に事前登録していただけたというのは非常に、八街市はやっぱり防災意識が高いのかなというところでありますけれども。

ちなみに5千60人というのは、いろんな団体とか、そういったものも含まれるかと思っておりますけれども、内訳としてどういった感じになっているか、もしわかればお聞かせください。

○総務部長（山本雅章君）

5千60人の内訳ですけれども、圧倒的にやはり団体ということです。学校関係ということで4千925人、そのほかの団体ということで117人、個人が18人。ちょっと個人は少ないんですけれども、18人。合わせて5千60人ということでございます。

○山田雅士君

今見た限り、ほぼ9割以上が学校関係ということで、もちろん学校関係者の方は、こういった取り組みを行うのは大事だということで意識されているのかと思っております。今後は、やはり市民、特に個人個人にこういった取り組みを積極的に行っていただけるように、市としてもやはり広く周知していただき、毎年シェイクアウト訓練に事前登録、あるいは当日に参加していただける方が増えていただけるように、ご努力をお願いしたいと思います。

そういった部分も含めまして、今年度の防災訓練はどのような内容でとり行われるのか、まだ年度が始まったばかりですけれども、今の段階で今年の防災訓練の内容がどのようなものなのか、わかっている範囲でお聞かせ願えればと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市主催の今年度の防災訓練につきましては、来年2月25日に二州小学校で実施したいと考えており、4月の区長会議におきまして、来年度以降の実施計画案を含め、提示させていただきました。

訓練内容につきましては、地域の要望等を伺い、決定していく予定でおりますが、これまでの経験を踏まえ、市役所職員、防災関係機関、団体及び市民が一体となって相互に緊密な連携を図りながら実施することにより、災害時における応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう防災体制の確立を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ありがとうございます。

今年度はやはり同じ時期に二州小学校区で行われるということで、こちらの防災訓練でもまたシェイクアウトを含めた、非常に内容の充実した防災訓練になるよう、強くお願いしたいと思います。

では、次の質問です。③消防団員、機能別消防団員、女性団員の現状について、お伺いします。

今までの質問でも、いろんな形で防災のことを聞かせていただいておりますが、やはり八街市の防災対策という部分では、消防団員の存在というのが非常に大事ではないかと思えます。今年度は八街消防団の第1分団と第8分団が印旛支部操法大会に出場するために日夜練習に励んでおり、市の消防団としても、その練習を全力で支えて、優秀な成績をおさめられるように、市の消防団が一丸となって、今は取り組んでいるところであります。ただ、その中で、どうしても近年、全国的な問題でもありますが、消防団員の数の減少というのが叫ばれて久しくなっております。

そこで、消防団員、機能別消防団員、女性団員の現状が八街市ではどのようなになっているのか、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、年々減少する消防団員の確保を図るために、昨年10月1日より消防団経験者等による機能別団員制度及び火災予防広報や救命講習の実施、諸行事による消防団をPRする活動などを主とする女性消防班制度を導入したことにより、本年4月には、機能別団員18名、女性消防団員4名が入団し、平成23年度より毎年度減少しておりました団員数が昨年の401名から411名に増加となりました。

今後も、消防団の充実を図るため、基本団員を確保するとともに、基本団員の消防活動を補完する、さまざまな機能別団員制度につきましても、消防委員会及び消防団本部とともに調査、研究してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

今、市長の答弁で、団員数が401名から411名に増加ということで、非常に心強いと思います。もちろん、その中には機能別消防団員18名、女性消防団員4名というのが入っているわけですが。

そこで、機能別消防団員なんですけれども、今までの消防団員経験者の中から、やはり正

規の団員で、どうしても日中の活動が、勤め人の方も大分多くなっていますので、日中の活動を補完する意味で、消防団員経験者で日中に動ける方に、こういった機能別団員として登録していただくように今年からお願いし、早くも18名ということで、八街市の消防団員は、OBになられた方でも、実際に火災現場に参加したり、行事にも参加したりということで、非常に意欲のある消防団員OBの方が多くいるので、やはりこういった方を活用していくことは大事ではないかと思えます。

ただ、機能別消防団員になった方からちょっとお話を聞いたところ、活動しようと思ったときに、火災現場へ向かうのに、はんでんがなくて、行こうと思っても、行けなかった、そういった事例があった。自分がお話を聞かせていただいたので、機能別団員の方が、そういった火災現場等に参加する際に必要な、はんでん、半長靴、そういった用具に関して、例えば本人が希望すれば新たに支給されたりとか、そういったことがあると非常に助かると思うのですが、その辺、現状ではどうでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

まず、消防用のはんでんですけれども、はんでんにつきましては各分団へ毎年1着ずつ支給しておりますので、新入団員のあるなしにかかわらず、1着ですけれども、支給しておりますので、その辺で対応できるであろうというふうに考えております。

あと、安全靴につきましては、新入団員として入団されたときに個人個人にお配りしているという状況です。

○山田雅士君

そうですね、基本は機能別団員といいましても自分の出身の分団とともに活動することが主な状況であると思うので、その中で対応というのが理想であるかと思いますが、中には、やはり機庫に行く前にどうしても自分の職場や自宅から現場へということも考えられたりするもので、もし可能なら、そういったものを希望する機能別団員の方に支給していただけたらすると、より火災現場での活動が充実するのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

女性消防団員が現在4名ということですが、女性の社会進出、女性の活躍というので、国としても取り組みを強化しているところですのでけれども、こういった防災分野でも女性の方に活躍していただけるというのは非常にありがたいし、心強いことではないかと思えます。

現在、八街市で4名ということですが、そうですね、特に近隣の市町村と比較してどういう状況なのか、ちょっとお聞かせ願えればと思えます。

○総務部長（山本雅章君）

女性消防団員の状況ですけれども、印旛管内ですと、佐倉市、四街道市、印西市、ここは既に設立されております。それから、成田市が八街と同じく今年度設立ということでございます。

○山田雅士君

ありがとうございます。

そうですね、印旛管内では八街も比較的早く取り組めたのかなど。今後は、やはり女性消防団員の活動がより活発になっていき、全国的には女性消防団員の操法大会等もありますので、八街市はそういったものに非常に取り組まれているまちですから、そういったものに出場していただいて、より一層、防災活動といったものを充実していただければと思います。

それでは、最後の質問として、④学生消防団員、そして企業への支援ということで、お聞きしたいと思います。

八街市では、先ほど、消防団員が、若干ではありますけど増加したということで、それは非常にうれしいことではありますが、やはり全国的には消防団員の数自体が非常に減少傾向ということで、かつて200万人以上いた消防団員が2016年の段階では85万人まで減少してしまったということで、全国の自治体でも非常に危惧しているところではありますが、その中で、どうしてもやはり、先ほど機能別と女性を含めて増加したということではありますが、正規の団員、特に若い世代の新入団員という部分で、どこの分団も苦勞しているというのが正直なところであると思います。

そこで、こういった企業や学生に消防団員になっていただくような取り組みを支援していただければと思うのですけれども、その辺は八街市としてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年の消防団員の減少、平均年齢の上昇が進む中、大学生、専門学校生など、若い力の消防活動への参加が強く期待される中、市内に住み、市内の大学などに通う消防団に在籍する学生を対象に、返済がない給付型奨学金制度や、消防団活動で一定の実績をおさめた大学生等に、その功績を認めて証明書を交付し、公的にその功績を認証することにより、就職活動において積極的に評価されることを期待する学生消防団活動認証制度を導入し、消防団員の加入促進や消防団活動の活性化を図っている自治体も増えてきております。このような制度を含め、若年層への消防団員の入団促進を図るため、本市の実情に合った制度を検討してまいりたいと考えております。

企業への支援ですが、本市では、複数の従業員が消防団に入団している、災害時に資機材等を消防団に提供する等、消防団活動に積極的に協力している事業所に対しまして、消防団協力事業所表示証を交付し、事業所の社会貢献を広く広報するとともに、一般市民や他の事業所からの理解を深め、事業所の協力を通じて地域防災体制が一層充実したものになることを目的とした、消防団協力事業所表示制度を平成27年8月に導入いたしました。現在、協力事業者に対して優遇される措置等はございませんが、千葉県で、表示制度を県建設工事等入札参加者資格審査基準の評価項目として追加となるよう、検討を行っている聞いております。

○山田雅士君

そうですね、今の市長答弁にもあったように、学生、大学生でありながら消防団活動をしていただける方に、功績に報いる形で、いろんな部分でプラスになるような取り組みを行っ

ている自治体も増えてきておりますので、八街市の場合には、もちろん大学はありませんが、今までは大学生に消防団活動へ参加する意志があったとしても、分団の方も、学生を参加させるのはまずいとか、そういった意識もあったと思います。そこをちょっと市の方で後押しして、学生でも参加してくれたら、こういう支援がありますと、そういった取り組みが広がれば、若い消防団員の確保につながると思いますので、ぜひとも積極的に市の方でも取り組みを行ってほしいと思います。

また、企業という部分では、もし市内の企業で例えば一定数の消防団員を入団させていただけの企業に関しては、例えば減税措置とか、そういった取り組みを行っている市も今後は多分増えてくると思います。八街市は財政状況が厳しい中で、そこまで大きなことはできないかもしれませんが、やはり今後も消防団員、消防団を継続していく中では、そういった取り組みも検討していただきたいと思うので、今後も学生や企業、そういった方への支援が消防団の発展につながればと思います。

その中で、八街市役所も消防団員を抱えている、ある意味で企業の1つというか、そういった部分があるんですが、実際それぞれの分団に所属している方が数多くいらっしゃると思いますけれども、当然、市の仕事をしている中で火災等があったときに、八街はどうしても南北に長いので、そこで火災があったから出動するといっても、機庫に戻るまでの時間というのは、なかなかとれない場合があると思うんですけれども、市役所職員の中で消防団員になられている方が火災時等に出動できるように、市の中でも体制を整えていただければと思うんですけれども、現状では八街市はどのようになっていますでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

初めに、八街市役所の職員の中で消防団員になっている職員数ですけれども、現在は22名おります。勤務時間内に火災が発生した場合、出動するわけですけれども、出動するというのは事務に支障のない範囲で火災現場に行けるような状況であれば、その職員は出動することになります。そうすると、議員がおっしゃるように、一旦、機庫に行ってということになりますと、ちょっと時間のロスというのがありますので、火災発生の場合は防災課は必ず出動しますので、防災課が出動する車輦と一緒に乗って火災現場に向かうということもございます。そのときの状況に応じて出動しているという状況でございます。

○山田雅士君

ありがとうございます。

そういった形で、もちろんやっぱり公務に支障を来さない範囲ということは大事であると思いますが、出動していただける、その際には防災課と一緒に活動していただけるということで安心しました。ただ、市役所職員の中で22名ということなので、正規の団員の確保に各分団が苦しんでいる中では、市役所職員の方にも多く協力していただく必要があると思いますので、そこは市としても積極的に職員の方に入団していただけるようにお知らせ願えればと思います。

以上、今回は防災のを中心にお話を聞かせていただきましたが、今後も八街市として

防災体制をしっかりと強化していただき、市民の安心・安全に努めていただけるようお願いしまして、私の質問を終了したいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で、誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時07分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

こんにちは。山口孝弘でございます。通告に従いまして、順次、始めさせていただきます。まず初めに、質問事項1、住んでよかったまち、八街にふさわしい公園の整備についてでございます。

放課後や休日に家族や友達と一緒に遊べる場所の1つに、公園がございます。公園は、私たちの生活に潤いを与えてくれる大切な施設でございます。八街には緑豊かな自然があり、余暇を過ごす場所がありそうですが、八街市の現状としては、友人や家族と過ごすことができる公園や、余暇を過ごすことができる場所が少ないことが問題でございます。

そこで、(1)人口規模から見た公園総面積及び数について、現状について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の都市公園につきましては、街区公園が11カ所、近隣公園が2カ所、合計で13カ所となっております。このほかに宅地造成で設置された公園が123カ所となっております。都市公園の合計面積は約5.53ヘクタールで、市民1人当たりの公園面積は0.77平方メートルで、平成27年3月31日時点での県内市町村の平均面積は6.71平方メートルとなっており、県平均を大きく下回っている現状となっております。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございました。

数字から見ても、平均をかなり下回っていることが証明されたわけですが、公園には4つの役割と意義があると感じております。

1つ目としては、自然と生き物の調和でございます。動物や植物など、生き物が住まう豊かな自然を保全したり、緑がそこにあるという安心感や安らぎを与えてくれます。

2つ目としては、経済的な効果でございます。公園で実際に収益を上げることもありますが、人が来ることで波及するさまざまな経済効果、近隣の土地を価値を上げるという効果も

ございます。

3つ目に健康増進、公園に行くことで運動ができたり、リフレッシュしたり、子どもたちが楽しく遊んだり、さまざまなレクリエーションが行われる。また、これからの高齢化社会での大問題でございます健康づくりとしても役立ちます。

4つ目に、防災の拠点としての意義でございます。震災時の避難場所、避難路、延焼防止、そして復旧、復興の拠点となり、近年では防災公園の整備が急務だと言われております。

こういった意味でも、公園があることの意義は間違いなくあり、将来の八街を考えた上で計画的に整備を進めていくべきだと考えます。

そこで、(2) コミュニティー活動の場、災害時における避難場所、一日中遊んで、憩いと家族のきずなをつくることのできる計画的な公園整備について、八街市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

公園は、市民の憩いの場であるとともに、避難場所など、さまざまな機能を持ち、快適な街づくりに欠かせないものと考えておりますが、新たに公園を整備するためには、土地の所有者や地域の方々のご理解、ご協力とともに、多くの費用が必要になることから、現在のところ、早期の整備は難しい状況でございます。市といたしましては、八街中央公園や、けやきの森公園などの公園の維持管理を適切に行い、施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、民間施設ではございますが、小谷流地区の小谷流の里ドギーズアイランドや、NPO法人が里山整備活動を行っておりますので、これらの施設と連携を考慮してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

長谷川前市長のときにはスポーツプラザやクリーンセンターの埋立地、八街キャンプ場を一体とした公園整備を進めたいという答弁もされております。また、ここに交通公園的なものもできれば、子どもたちや家族が多く訪れることのできる場所になるのではないかなというふうに感じます。また、その他、公園となり得る場所としては大池の周辺、先ほど市長答弁でもございましたが、小谷流の里ドギーズアイランドの周辺や、NPO法人が里山整備を行っている山桜とほたるの里など、可能性があるわけです。さらに、安全面を考慮いたしますと、学校施設の中に遊具の充実ということも考えられるというふうに感じるわけですが。

公園を作る際、管理にも多額の費用がかかることは承知しておりますが、早期の整備は難しいとの答弁がございましたが、計画を順次立てて、計画性を持って行っていくべきではないかなというふうに考えますが、その点についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○建設部長（横山富夫君）

計画的なものだということでございますけれども、今のところ計画するにはかなりの面積

等、そういうまとまった土地等の計画も含めていないと整備等は不可能なことだと思いますので、その辺は財政状況を見ながら計画、検討していきたいと思います。

○山口孝弘君

財政状況を見ながらという答弁でございましたが、やはり公園を作るということは、未来にそういった場所を提供するということにもつながりますので、これからの八街を考えて、未来を考えた上でも、公園の計画を今後ぜひ立てていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、遊具の維持管理については、市の職員の方と話をさせていただきますと、大変苦慮しているということをおっしゃってございました。なかなか新しい遊具を入れることも難しい現状であるというふうに聞いています。遊具は定期的にペンキを塗るなり、油を差すなどをしないと、すぐにだめになってしまうわけですが、市民協働の観点から、企業や団体などにお声かけして、定期的に協力していただけるような形に持っていけないのか、お伺いいたします。

○建設部長（横山富夫君）

公園管理等については昨年、その前から管理の方は団地の利用者等のボランティアの方々をお願いしているわけですが、遊具に対しては、まだそのような観点がありませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、そのような形で進めていけるように、お願いいたします。

次に、質問事項2の産業廃棄物不法投棄問題についてでございます。

産業廃棄物の不法投棄、一時堆積をさせないためにも、早期発見、未然の防止対策が非常に重要でございます。

そこで、（1）産業廃棄物不法投棄について、八街市内の現状をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、産業廃棄物の不法投棄対策といたしまして、市内を20の区域に分け、各区長等に不法投棄監視員として、期間2年の委嘱をしております。また、夜間の不法投棄パトロールとして、日没からの5時間、定点16カ所を含む市内全域のパトロールを業務委託しております。また、担当課職員による市内パトロールも随時実施し、産業廃棄物の不法投棄の発見や未然防止に努めているところでございます。

平成28年度の実績としましては、産業廃棄物の不法投棄発見件数として、監視員による発見件数が2件、業務委託による市内パトロールでの発見件数が6件となっており、その他の不法投棄が合計32件で、担当課職員により全て撤去を行っております。今後も、産業廃棄物の不法投棄、一時堆積の発見や未然防止に対して、印旛地域振興事務所及び関係機関と連携を図ってまいります。

○山口孝弘君

監視員による発見が2件、業務委託による発見が6件、その他の発見が32件で、担当職員により全て撤去したということですが、もう少し詳しい内容と、特に悪質なものはあったのかということについて、どうでしょうか。お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

詳しい内容ということですが、先ほど市長が答弁いたしましたように、監視員による産業廃棄物の発見は2件で、廃タイヤ、塗料の一斗缶でした。業務委託による産業廃棄物の発見は6件で、塗料の一斗缶、コンクリート殻、角材、ベニヤ板、プラスチック及びゴム等の破砕くずでございます。

また、悪質ということですが、近年では2トン車1台程度の不法投棄はありましたけれども、昔で言う大型ダンプで大量に産業廃棄物を不法投棄されたという現場は今のところございません。

○山口孝弘君

わかりました。担当職員の皆様には大変ご苦勞をかけたということで、これからも早期発見、未然の防止に努めていただきますように、よろしくお伺いいたします。

次の質問にまいります。

この場所は、同一業者により、滝台地先は約15年ほど前から、山田台地先については、ここ数年、産業廃棄物不法投棄、一時堆積をされてしまっている場所です。特に山田台地先に関しましては、住宅密集地にあることから、住民の不安がピークに達しているというところですが、再三の指導があるにもかかわらず、撤去されることなく今に至っているわけでございます。

そこで、（2）滝台、山田台地先にある産業廃棄物不法投棄、一時堆積の経緯と今後の対応について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

県に確認しましたところ、滝台地先は平成13年から、山田台地先につきましてはわかりませんが、印旛地域振興事務所とともに、産業廃棄物の一時堆積違反として指導しているところでございます。

また、先ほどの答弁にもあります業務委託契約による夜間のパトロールの1地点となっており、担当課でもパトロールを実施しているところでございます。

現在も、印旛地域振興事務所を中心にして、原因者に対し、撤去の指導を行っているところですが、今後も印旛地域振興事務所と連携を図って、撤去するように指導してまいります。

○山口孝弘君

同一事業者、行為者に関しまして話を伺いますと、産業廃棄物の収集運搬の許可を取り消されたというふうに聞いておりますが、このことについては事実なのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

収集運搬の許可を取り消されているかということですが、これにつきまして

ては平成28年1月27日付で、法違反により産業廃棄物の収集運搬の許可の取り消しというところになっていただいております。

○山口孝弘君

許可を取り消されているということでございますが、許可を取り消されているにもかかわらず、いまだに業として廃材を搬入していることは、悪質な業者と言わざるを得ないと思います。また、山田台地先に関しましては、隣接に民家も多くあり、地元の方からも撤去するよう要望が上がっていると思います。

今後どのように対応していくのか、このことについて、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

市長の答弁にもありましたように、県及び担当課にも地元の方から撤去するよう要望が上がっております。そうした中で、今後も印旛地域振興事務所と連携を図って、撤去するよう指導してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも早期に撤去するよう指導、そして監視も強めていただきますようお願いいたします。特に、山田台地先に関しましては、本当に住民の不安がピークに達していると同っておりますので、ぜひとも配慮をお願いいたします。

こういった不法投棄であったり、一時堆積が何カ所かあるわけですが、市として今後、同じような場所を作らないために、条例などの、そういった規制とか、そういったことができないのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

条例ということでございますけれども、なるべく、その辺につきましては、こちらの方にも産業廃棄物適正処理監視指導業務マニュアルというものがございますので、その辺も含めて、これを徹底した形で、今後、現場において指導していきたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

同じような場所を作らないという思いを込めまして、そういった規制ができないのかという質問をさせていただきましたが、ぜひとも山田台地先に関しては指導と監視を強めていただきますよう、お願いいたします。

次に、質問事項3番の教育問題について、質問させていただきます。

学校を取り巻く状況は、いじめや不登校など、解決すべき問題が数多くあり、学校の担う役割、教員に求められる能力が、以前とは想像がつかないほど複雑かつ多様化しております。教員には、より高度な専門的指導力が要求されることは明らかで、だからこそ、いい人材の確保は非常に重要な問題でございます。

そこで、(1)いい人材を確保するために、八街市立小・中学校の教職員人事異動についての現状と課題をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市立小・中学校の教職員人事異動については、教育委員会の内申に基づいて、千葉県教育委員会が人事異動方針に沿って進めているところです。ここ数年、多くの教員が退職したことに伴い、新規採用職員が増えています。若い教員を育てるためにも、経験豊富で職務に精通している教員の確保は重要な課題です。指導力のある教員が本市に異動できるよう、千葉県教育委員会に要望してまいります。

○山口孝弘君

一般職の人事については今の答弁だと思いますが、例えば管理職に関しましては、管理職の人事につきましては、教育長の手腕というふうに感じておりますが、学校経営と言われるように、学校をよくしたいなら管理職をしっかりと配置する必要があります。今年度の人事については、一概には言えませんが、八街市で熱心に取り組んできた管理職が他市へ異動することも見受けられ、大変に教育長も苦慮しているのかなというふうに感じております。

今後、管理職の人事に対して、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

管理職の人事異動についての考えはというご質問ですので、少し述べさせていただきます。

八街市の教職員は、八街市の教育委員会の職員も含めますけれども、指導力やマネジメント能力、管理能力は非常に高いものを、私は持っていると思いますし、また目指していると思います。八街市の教育を全力で支えている大切な人材でございます。今後も引き続き、一層の力量をつけていただくために、さまざまな支援を一人ひとりに丁寧に全力で行っていきたいと思っております。

また、県の人事方針といたしまして、広域の人事交流を進めたいと。同一市町村、また同一校に永年勤続、永年勤続と言いますのは同一市町村に10年、同一校に7年という枠がございます。こういった者は積極的に異動させるという県の方針がございます。これらの異動により、教員が幅広い視野を持ち、成長することができると、私は思っております。

八街市のことを熟知するとともに、幅広い視野を持つ教育力、そして管理能力に長けた教員を、また管理職を今後も育成していきたいと思っております。また、千葉県教育委員会とも連携をとっていきたいと思っております。

○山口孝弘君

いい人材、いい管理職は本当に、ほかの市町村も欲しい人材がいっぱいらっしゃる。特に、話を聞きますと、八街の教職員の先生はとてすぐれている先生が多くて、やはり他市町村でも欲しいという先生が多くいるというのを伺っております。管理職であったりとか、人事に関しましては、教育長の本当に手腕だと思いますので、学校のモチベーションにもつながりますので、いい人材、いい管理職の確保は教育長にかかっているというふうに感じておりますので、ぜひとも力を入れて、頑張ってくださいたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

また、次の質問に入りたいと思います。

学校をめぐる困難な状況に立ち向かい、子どもたちが学校が楽しいと思えるような教育を展開していくためには、教育者としての使命感や教育への情熱、児童・生徒への実践的な指導力などの資質能力を有し、家庭や地域社会との連携や協力関係を築きながら、児童・生徒の豊かな成長を支援していくことができる教員を育成することが重要でございます。

また、それらの教員が、それぞれの持つ個性や能力を十分に発揮しつつ、校長のリーダーシップのもとに有機的、組織的に連携、協働して教育活動を展開していくことによって、学校の活性化を図っていくことが必要であることから、人事評価制度がスタートしたと聞いております。

この人事評価については、人事評価の結果により給料にも影響し、また表彰規定もあるということで、民間企業の要素を取り入れたと言っても過言でないわけですが、そこで、(2)八街市立小中学校教職員の人事評価について、現状と課題をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成26年5月に地方公務員法の一部が改正されたことにより、平成28年4月から新しい人事評価制度がスタートいたしました。目的は、教職員の能力開発及び人材育成と、学校組織の活性化です。教職員一人ひとりが、目標申告シートと職務能力発揮シートを作成いたします。管理職は、面談や授業観察等を通して評価を行います。管理職の評価は教育委員会が行います。人事評価制度が正しく運用されるよう、制度の内容を全教職員に正確に理解してもらうことが重要な課題と考えております。

○山口孝弘君

先ほどの教育長の答弁で、管理職の評価は教育委員会が行うというふうに答弁されましたが、厳密には誰が評価するのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

最終的には私、教育長が評価するものでございます。八街市教育委員会の目指す方向については、毎月のように、校長会議がございますので、その際に私の方から直接、目指す方向性については具体的に話をさせていただいております。

また、人事評価に関しましては、年度当初に各校長と私で面接しております。その面接の中でも学校長の経営方針の説明を受けたり、私の方向性を示したりということをしてございます。各校長とゆっくり、じっくりとその辺を話すことを心がけております。

また、今年度からは定例の学校訪問以外に、私の方で随時、学校訪問いたしまして、管理職と懇談したり、また授業参観も随時させていただいております。これについては、予告といたしまししょうか、初めに何日に行きますよという予告もいたしますが、ときには突然お邪魔させていただくこともございます。各校長には、その辺は理解していただいております。

○山口孝弘君

教育長がおっしゃるとおり、教育長が最終的には評価するというのであれば、以前にも増して学校に赴かなければいけないと思います。そして、教育長の思いをいかに伝えられるか

ということがすごい重要だと思います。話を伺いますと、先生によっては、もっともっと教育長の思いを聞きたいんだというような、熱い思いを持った先生も多くいらっしゃるんだなというふうに思いましたので、ぜひとも、もっともっと学校を訪問していただきまして、教育長の思いを、1時間でも話を聞きたいということでしたので、そういった思いが伝えられるような場所を作っていただきまして、教育長の思いを学校現場に届けていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ハードワークについて、質問させていただきます。

昨日、木村議員の質問にもありましたように、ようやく国の方でも問題解決に向けて動き出したところでございます。私も子どもを預けている身として、大変心配するところでございますが、先生方はそんなそぶりも一切見せずに、熱心に子どもたちの指導にあたっていたいただき、感謝の念にたえないわけでございます。

そこで、(3)八街市立小・中学校教職員のハードワークについて現状と課題を、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教職員により異なりますが、始業の30分以上前に出勤し、終業の2、3時間後に退勤するというのが現状です。仕事の内容は、授業のための教材研究や資料作り、各種の事務処理、生徒指導や保護者との対応、部活動など、多岐にわたります。

教育委員会としましても、校長に対し、職員の勤務時間の把握と縮減に努めるよう、指導しているところでございます。

○山口孝弘君

部活動がどうだとか、さまざま、国の方では議論されておりますが、要するに、教職員の先生方の負担になっているところにしっかりと人員を配置すれば、時間的にも精神的にも負担を軽減でき、より一層、子どもたちと向き合えるというふうに思います。

例えば今年度でございますが、八街で初めてスクールソーシャルワーカーを1名配置した。また、特別支援教育支援員を23名、適応指導教室補助教員を5名配置しておりますが、そういった人材を、そういったところにしっかりと人員を増やしていけば、ハードワークについての問題は少しは解決できるのではないかとというふうに思いますが、教育長はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

昨日の木村議員のご質問の中でも私の方で答弁いたしましたけれども、非常に教職員一人ひとりの努力については、ほぼ限界に近い部分が迫ってきているのかなと思っております。そこで、やはり人的な配置というのが非常に大切になってくるかと思っております。各学校には特別支援教育支援員、学校図書館司書、校内適応指導教室補助教員を配置してございます。また、教育委員会には学校教育相談員、電話相談員、カウンセラー、今年度からは先ほど議員

からお話がありましたようにスクールソーシャルワーカーや発達障害支援アドバイザーを配置しております。これらの非常勤職員が行っている仕事は、今までは教員が行っていたものが大部分でございます。これらの人的支援により、教員の業務の負担は軽減されるものではないかと思っております。今後も学校からの声をしっかり聞き、人的支援の要望をしていきたいと思っております。

○山口孝弘君

もっともっと現場の声を聞き入れていただきまして、それをしっかりと形にすることが、やはり教育委員会の務めであると思えますし、これからの八街の教育行政をどうしていくか、子どもたちをどうしていくのかということを考えて上で、適切な人員配置が必要であるというふうに私も思いますので、ぜひとも要求していただきまして、声を上げていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、質問事項4の新たなイベントの創出について、質問させていただきたいと思えます。

先日、シドニー五輪女子マラソンの金メダリストの高橋尚子さんや、バルセロナ五輪の銀メダリスト有森裕子さんを育てた長距離界の名将でございます小出義雄監督に八街を訪れていただいたというふうにお聞きいたしました。それを聞いたときには、私は正直、すごい胸が高鳴ったわけでございますが。選手の指導だけではなく、小出監督は今、東京マラソンの方も手がけているという話も伺っておりまして、これを機会に八街を全国にPRできるようなスポーツイベントが、もしかしたらできるかもしれないと期待するところでございます。

そこで、(1)八街の魅力発信と活性化のため、小出監督との連携による新たなイベントの創出についての考えを、お伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市においては、現在、スポーツイベントとしてピーナッツ駅伝大会、ロードレース大会を実施しているところです。本年4月、佐倉アスリート倶楽部の小出義雄監督からの申し出により、本市でマラソン大会を実施してはどうかとのご提案をいただき、意見交換を行っているところです。既存のイベントを利用して、規模を大きくするのか、新たにイベントを創設するのか、小出監督と連携できるところを検討し、関係機関と協議を行いながら、八街市の魅力発信と活性化に努めてまいりたいと考えています。

○山口孝弘君

すみません。もう一度確認しますが、小出監督の方から本市でマラソン大会を実施してはどうかということで訪れたということですか。

○教育次長（村山のり子君）

小出監督の方から、そのようなお話をいただいております。

○山口孝弘君

大変すばらしいというか、ありがたいことであると思えますし、大きなチャンスだというふうに思います。現状としては、小出監督にお越しいただいて、本市でマラソン大会を実施

してはどうかというお声かけをしてもらったわけですが、小出監督と本当に本気でタイアップする方向で現状は進めているのか、それとも、やるかやらないかはまだわからないけど、調査している段階なのか、その点について、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

先日、小出監督を交えまして、先進自治体からマラソン大会の開催方法等をご教示いただいたばかりでございます。今回、小出監督から、大会の見直しにつきまして、よいきっかけをいただいたと考えておりますので、これをもとに、よりよい大会ができるように努力してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

こういった、いい機会をいただいたわけですが、ある程度のめどはつけて行動しなければいけないというふうに思います。半年なのか、1年なのか、2年なのか、わかりませんが、ある程度のめどは、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

おおよそですけれども、2年以上はかかると想像しております。

○山口孝弘君

わかりました。2年以上ですね。2年以上だと、結構かかるなという感じはしますが、もうちょっと早めていただいた方がいいというふうに感じます。小出監督も今77歳でしたか、3年前に大病を患って、生死をさまよったという話も聞いておりますので、やはり小出監督が元気なうちにタイアップするならしっかりタイアップして、やっていくべきだというふうに思います。

先ほどロードレースとかピーナッツ駅伝など、そういった競技を精査するきっかけをいただいたところでございますが、やるんだったら、やっぱり精査して、あれもやる、これもやるというわけにはいかないというふうに、私は考えておりますが、その点についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

先ほども教育長の方から答弁いたしましたけれども、既存のものを拡張してやるのか、それとも改めて新しいものを創設するのか、今あるものはロードレース大会と駅伝大会と、2つございますので、それをどちらかに絞るのか、そういうことも含めまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○山口孝弘君

先日、市長の方から答弁がありましたが、9月24日に落花生まつりを行うというふうに伺っております。私は落花生まつりの時期にマラソンができないかなと。落花ぼっちを見ながら走っていただく。八街ならではの風物詩でありますし。ちょっと暑い時期ではございますが、そういった時期にやるのが、八街のPRにつながるのではないかなというふうに考えますが、その点についてはどうでしょうか。まだ決まっていないので何とも言えないところでございますが、案としてどうですか。

○教育次長（村山のり子君）

先ほどと同様の答弁になってしまいますけれども、新しい企画でやるようであれば、開催時期等を見直すことも、検討の1つだと考えております。

○山口孝弘君

調整に2年以上かかってしまうというところがございますが、やはりここは市長の手腕次第だと思います。市長が本気でやるのか、やらないか、ここにかかってきますので、市長のリーダーシップを発揮していただきまして、ぜひともいい方向へ進むように期待いたしたいと思います。

以上で、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小高良則君）

以上で、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後1時10分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄でございます。

全国議長会の指導的文献によりますと、一般質問とは、大所高所から政策を建設的な立場で議論すべきで、力強く、迫力のある質問を行うべきで、要望や答弁に対するお願い、お礼の言葉は厳に慎むこととありますので、そうしたことを念頭に置きながら、3点について、質問させていただきます。

まず、八街駅前南口問題ですが、防犯ボックス、ケヤキの木が伐採されました。防犯ボックスの設置にあたり、駅前広場のケヤキの木が伐採されましたけれども、どのような経緯で伐採に至ったのか、お尋ねいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

防犯ボックスの設置は、地域の防犯力を強化し、駅利用者や周辺住民の皆様の安全・安心な生活を確保するために実施したものでございます。ご質問のケヤキ伐採の経緯につきましては、防犯ボックス設置にあたり、その機能を十分発揮させるために、南口駅前全体の見通し確保などの必要性から、やむを得ず伐採したものであります。

なお、防犯ボックスは平成29年4月1日から運営されており、4月13日には、森田千葉県知事をお迎えして、開所式を実施いたしました。

○桜田秀雄君

まず最初に、ケヤキの木は八街にとってどういう存在なのか、お伺いいたします。

○建設部長（横山富夫君）

ケヤキの木の財産価値と申しますか、その辺については、以前から、ただいま伐採いたしましたケヤキの木については周辺の住民等、市民からも、鳥等がとまって、苦情等がありましたので、その辺を考慮して伐採したのが経緯でございます。

○桜田秀雄君

そういう意味ではなくて、八街市にとってケヤキの木はどういう意味合いを持っているのかについて、お伺いいたしました。

私は昭和58年に八街に参りました。運よく八街のいろんな先輩方、元県会議員とか、元町会議員、まちの長老の皆さん、いろんな皆さんと親しくさせていただく機会がありまして、空港問題など、八街の歴史、これを大変詳しく教えていただきました。その中の1人に、皆さんの中にもご存じの方がいると思うんですが、竹内繁先生、八街の歴史を長く研究されていた方です、この人にお目にかかることができました、いろいろと勉強させていただきました。

先生のお話ですと、八街が開墾された明治の初期、北総の大地とあって、風が強く吹く地域で、わらぶき屋根の簡素な住宅は強風でよく飛ばされることがあった。ですから、農家の皆さんは強風を避けるために、窪地にお家を建てたり、北の斜面にお家を建てるようになった。このように述べています。また、平たん地にお家を建てざるを得ない人は、年に1度、里帰りの際、実家からケヤキの苗木を背負ってきて、屋敷の周りに植えた。このようにお話しされております。

ご存じのようにケヤキの木は成長も早く、風よけとして、また当時は化学肥料はありませんでしたので、落ち葉をたい肥として利用した。こういうことで大変重宝がられたとお伺いいたしております。現在でも、木くず作りをされている方々が、ケヤキの葉っぱで作った肥料は、堆肥は最高によい、こういう声を今でも耳にいたします。

八街の入植者の多くは武州の国、今で言うと神奈川県や東京の武蔵野、埼玉県の一部でございますけれども、屋敷内にケヤキの大木がある農家は、ほぼ武州出身者、こう見ても間違いないですよ、このように述べられておりました。

私も、そうした先人の魅力にひかれて、仲間内で八街のケヤキの巨木調査を行ったことがあります。交進保育園にあるケヤキの木は幹回りが5メートル以上ございまして、八街市では最大のケヤキではないか、このように思っておりました。こうした苗木は、遠く武州の国から1本1本、先人に背負われて、八街の地に息づいたものでございます。ですから、けやきの森公園があり、また十間ケヤキが存在しているんだろう。このように思うんですね。

先日も、忠魂碑公園の質問がありました。忠魂碑公園の3本のケヤキ、そして反対側の実住小学校の2本のケヤキ、わずか5本のケヤキでございますけれども、五区方面から眺めますと、市街地に浮かぶオアシスにも見えますし、また里山のようにも見えます。潤いを感じることができるわけでありまして。八街市街からケヤキの木がなくなれば、実に殺風景な、殺

伐とした魅力のないまちになってしまう。私はこのように考えています。

市民憲章にも、自然を大切に、潤いのある美しいまちにしましょうとあり、八街の文化そのものではないかと。よそから来た私ですら、先人たちが築いてきた文化を大切にしたいと思っているんです。八街で生まれ、八街で育った市長が、なぜ伐採を止められなかったのか。自然と文化を大切にするという感性をお持ちであるならば、止められたはずで。本当に情けない。この一言なのでございますけれども、植樹して、まだ13年。今が一番いいときじゃないですか。なぜ、この時期に伐採しなければいけないんですか。場当たり行政、そのままではないんですか。市長の答弁を求めたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほど申し上げましたとおり、ご質問のケヤキの伐採につきましては、防犯ボックス設置にあたり、その機能を十分発揮するために、南口駅前全体の見通しの確保などの必要性から、やむを得ず伐採したものであります。なお、防犯ボックスの設置は地域の防犯力を強化し、駅利用者や周辺住民の皆様のお安全・安心の生活を確保するために防犯ボックスを設置したものでございます。

○桜田秀雄君

市長もご存じかもしれませんが、数年前に大網白里市、このまちでも同様の案件が、平成24年でしたか、ありました。いわゆる公民館に植栽されておりましたマキの木、これを役所が伐採いたしました。私の友人が市に対して、監査委員に対して住民監査請求を行いました。監査委員は、伐採したと同様のマキの木を植え直しなさいと、市長に対して勧告いたしました。全国的に見て、住民監査請求は94パーセントが却下されています。こうした中で、すばらしい感性を持った監査委員だなど、私は感動したことを覚えています。伐採されたケヤキの木は、皆さんがこうしたまちの歴史に思いをはせながら、市民の税金で熟慮に熟慮を重ねて植えられたんだらうと私は思うんです。枝ぶりも本当に申し分のないケヤキでございました。

再度植栽することを求めますが、いかがか、お伺いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

今、大網白里市のケースをご紹介されておりましたが、今回の件はちょっと大網白里市とは違うのかなと思ひまして、一言申し上げたいと思います。

大網白里市で問題になりましたのは、市の、まさにシンボリックな木ですね。樹齢100年以上とも、たしか言われておりました。ところが、今回の防犯ボックス設置にあたってのケヤキの伐採は、それこそ駅南口ロータリーを整備する際に植えられて、10数年だろうと思いますが、大網白里市のケースにつきましては100年以上、まさに本当に市のシンボルとして立っていたものを伐採した。しかも、伐採の経緯について権限がないものが伐採したということで、このような監査委員の判断がなされたものと思います。ですので、今回の八街市とは一概に比較できないであろうということでもあります。

ケヤキが市にとってどのようなものであるかということで、冒頭ご質問されておりました

が、忠魂碑とか実住小学校、けやきの森、こういったところにある樹齢の年数のたったものは確かに市にとって歴史的価値もありかもしれませんが、今回のものにつきましては、そこまで比較するまでもないものでありますので、伐採したものをほかの場所に植え替えるということは考えておりません。

○桜田秀雄君

部長、ホームページでJR八街駅を検索しますと、こういう写真が出てきます。1本のケヤキの木、すごいシンボルで、存在感があるじゃないですか。私は、そういう感性というものを持ってやっていかないと、これからやはり街づくりはうまくいかないと思うんです。

この問題だけに時間はとれませんから、次に進みますけれども、今の防犯ボックスの話が出ました。

次に、防犯ボックスの運営について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、犯罪のない安心して暮らせる街づくりを進めるため、八街駅周辺が自転車盗の発生が多い地域であることから、八街駅南口駅前広場ロータリー内に防犯ボックスを設置し、平成29年4月より運用を開始しているところでございます。運用時間は、年始の3日間を除く毎日、午後2時から午後10時までの8時間で、3名の勤務員が交代で勤務しております。勤務員は、市の非常勤職員として任用し、防犯の専門知識を有する警察官OBの2名と、地域の実情に詳しい市職員OBの1名が、セーフティアドバイザーとして駐在しております。警察官と同様な捜査権等はございませんが、犯罪発生率が高い八街駅周辺におきまして、子どもや女性の帰宅時間における見守りなど、街頭監視を行うとともに、地域の防犯パトロール隊の方々との合同パトロールを実施するなど、防犯ボランティアの方々への活動支援を行っております。

今後、この防犯ボックスを拠点とした防犯活動を通じて、地域、警察、市が連携した新たな防犯体制を構築するとともに、地域の皆様方が防犯活動により、地域コミュニティーの再構築を図ることで、犯罪を容易に許さない地域社会の形成を図ってまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

防犯ボックス、これのキャッチフレーズを部長はご存じだと思うんですが、前に千葉県知事も来て、言っていました。安いこと、安くできること、どこへでも置けること、いつでも移動できること、これが防犯ボックスのキャッチフレーズですよ。あんなまちの一等地のだ真ん中に置かれて、本当に周りの皆さんはびっくりしたそうですよ。

防犯ボックスの設置について、今、市長から答弁がありました。県のホームページを見ても、設置したことによって大幅に犯罪が削減された、こういうことが載っております。八街もぜひそうあってほしいと思うわけでございますけれども、運営上の問題について、時間がありませんから、2点ほどお伺いいたします。

1つはボックスで働く人の呼び名です。県にお尋ねしましたら、いわゆる勤務員と言っておりました。市長は昨日の答弁の中でアドバイザーという言葉を使っていたと思うんですが、市民に親しみやすい防犯ボックスにするためには、部長どうですか、呼ぶときに勤務員さんとは呼べないですね。アドバイザーさんと呼ぶのも、ちょっと変な気がするんですけども、もっと身近に呼べるような名前のお考えはないですか。

○総務部長（山本雅章君）

設置当初から、勤務員というのはちょっとかたいんですけども、セーフティーアドバイザーという名称で開設しておりますので、この名前を浸透させていきたいと思えます。

○桜田秀雄君

一般市民の皆さんが呼ぶには、やっぱりふさわしくない名前だと私は思うんですね。お巡りさんの場合はお巡りさんと、親しみやすく呼びますけれども、「すみません、アドバイザーさん」と言うんですか。この辺は、これからみんなで知恵を出し合って考えていければいいのかなと思うんですが。

次に、あそこは24時間いるわけではありませんよね。そういう意味で、県の方は14時から夜の10時ですか、多分そういうふうになっていると思うんですが、いる時間がはっきりしないと周辺の皆さんも大変不安だと思うんです。

今見たら、そうした勤務時間、稼働時間、何のあれもないんですけども、市民の皆さんがわかるように、何時から何時までいますよと明記できませんか。

○総務部長（山本雅章君）

防犯ボックスをあけている時間は午後2時から午後10時までで、その時間帯で運営しています。

○桜田秀雄君

だから、それを市民にわかりやすく周知できるようにしていただだけませんかということをお願いしています。

○総務部長（山本雅章君）

ホームページ、それから広報などでお知らせしております。

○桜田秀雄君

そうじゃないですよ。ボックスに、周りから見て、この時間はいないのかと、そういうふうにできないかということ、今お尋ねしています。

○総務部長（山本雅章君）

そういう張り紙程度でしたら、対応できると思えます。

○桜田秀雄君

もっと本当に感性を持って仕事できませんか。張り紙ですか。アクリル板で作って、ちゃんとやるべきだと、私は思いますよ。

次に、ふれあいバスについて、お尋ねいたします。

ふれあいバスのターミナル移転が計画されておりますけれども、乗務員詰所、待合室等に

ついて、ターミナルとしての環境整備について、どのような計画を持っているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスにつきましては、ふれあいバスの利便性向上、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するため、わかりやすい経路で、1便当たりの運行時間を短縮し、運行頻度を向上させるとともに、あわせて経費の節減を図ることを基本方針として、現行5コースを本年10月から4コースに再編する予定でございます。また、この再編に合わせ、ふれあいバスのターミナル機能を、市の中心核であるJR八街駅に移設し、八街駅までの接続回数を増加させることで他の交通機関への利便性の向上を図るとともに、市の中心部に人が集まり、まちの賑わい創出につなげたいと考えております。

このように、ふれあいバスのターミナルを八街駅南口に移設することに伴い、ふれあいターミナルにかわる乗務員の休憩所が必要になりますが、現在、八街駅南側に設置されております民間路線バスの乗務員休憩所を共同利用することで、運行事業者との調整を行ったところでございます。また、利用者の待合所につきましては、八街駅南口商店街振興組合からの申し出により、八街駅南口商店街振興組合においても、この再編を契機として駅周辺の活性化につなげるため、待合所の設置について検討いただいているところでありますので、市といたしましても協力してまいりたいと考えております。

このように、市民団体との協働を進めながら、ふれあいバスの再編を契機として、新たな人の流れをつくり、八街駅周辺の活性化を図り、利用しやすい、ふれあいバスにしてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

乗務員詰所については、「ぼっち」が移転いたしました、「ぼっち」の裏側にあるんですね。この前、ちょっと乗務員の皆さんといろいろお話ししたんですが、委託が、系列会社が同じだということで、一緒に使うんだという話でした。多いときには6名が休憩なさるそうです。そういう意味で、乗務員の皆さんから、ちょっと狭いよなど、こんなお話をいただきました。私も同じような仕事をしていましたので、休憩するための施設ではないので、乗務員の詰所ですから、その辺は我慢していただくしかないのかなと、このように思っておりますけれども。

お客様の待合室について、今答弁がありました。昨日も答弁がありました。今、南口商店街の方で計画しているのは、バスターミナルから多少歩く、このようにお聞きしております、多少離れているという話を伺っています。ケヤキの木が伐採されたことで、うちの方に電話が3本ほどありました。バスの本数は少ない。そして、あそこで待合をするのに長時間待つことがあるんですよ。夏場、炎天下、どこで待てばいいのか、市長さんに聞いてください、お尋ねしてください。こういうお話がありましたので、市長、再度答弁をお願いします、市民の皆さんに。

○市長（北村新司君）

先ほども答弁いたしましたけれども、乗務員の休憩所は先ほど申し上げましたとおりで、また利用者の待合所につきましては、八街駅南口商店街振興組合からの申し出によりまして、振興組合の中で駅の周辺の活性化、あわせて待合所の設置についても検討していただいているところでございます。

○桜田秀雄君

きも入りの事業じゃないですか、バスターミナルを八街駅南口に移動する、これを全て商店街なんかをお願いするべきじゃないですよ。なぜ市が系統的に、いろいろ計画的に考えて、そういうことをやらないんですか。私はやるべきだと思いますよ。待合室がどこにできるか、私はわかりませんが、ターミナルから離れているとなれば、利用する人も大変不便ではないかなと、そのように思っておりますけれども。

次に、現在ある中央公民館前のバスターミナル。

公共施設管理総合計画によれば、ターミナルの移転に合わせて、その必要性を検討するんだとなっておりますけれども、跡地はどのようにされるのか、伺います。

○総務部長（山本雅章君）

10月に移転ということで、どうするかについて、今後検討を進めていくわけですが、現在のターミナルの隣には中央公民館、あと郷土資料館、図書館がありますので、そちらの方でイベントを開催するときに駐車場不足になる場合もありますので、そういった臨時の駐車場ですとか、当面そのようなことになろうと思いますが、そういった活用も含めまして、今後、跡地利用については検討してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

現在の建物は撤去する、そういうことでよろしいんですか。わかりました。

次に、「ぼっち」について、お伺いしておきたいと思います。

「ぼっち」が八街駅構内に移転しましたけれども、移転の経緯について、お尋ねいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

JR八街駅自由通路の南口階段下のスペースにつきましては、八街駅南口商店街振興組合が借り受け、平成17年7月から宝くじ売り場を開設しておりましたが、宝くじの当選券読取機の更新に伴い、新たな読取機のリース費用が高額になってしまうことや、販売員の退職などが重なったため、八街駅南口商店街振興組合の理事会で協議した結果、継続が困難との結論に至り、昨年7月31日をもって、宝くじ売場の営業が終了となりました。

また、八街駅南口商店街振興組合の理事会において、宝くじ売場跡地の活用方法もあわせて協議した結果、八街市推奨の店「ぼっち」を移転することにより、観光案内や落花生をはじめとする本市特産品の販売など、電車で訪れるお客様に対する利便性の向上を図ることができることに加え、地域の安全・安心を確保する拠点として「防犯ボックス」が八街駅南口

に開設する計画が進んでいたことから、八街市推奨の店「ぼっち」を八街駅自由通路の南口階段下のスペースに移転することに決定し、本年4月19日に移転したところでございます。

なお、移転後は、駅を利用する方のお客が増え、売り上げも増えているとの報告を受けております。

○桜田秀雄君

次に、「ぼっち」の事業総括についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市推奨の店「ぼっち」につきましては、中心市街地の活性化と新規雇用の促進を目的として、八街駅南口商店街の空き店舗を活用し、平成21年7月17日に開設いたしました。

また、開設当初より、本市の特産品である落花生や新鮮野菜などを販売する市のアンテナショップとして営業されているほか、市内の案内所的な役割も担っていただいております。

さらに、市内外で行われるさまざまなイベント等に、年間70日程度出店し、本市のPRにも努めていただいているところであります。

このほか、市では、八街駅南口商店街の活性化を目指すため、八街駅南口商店街振興組合や八街商工会議所と共同で「買い物代行サービス事業」や高齢者の休憩施設「ギャラリー悠友事業」なども実施しているところでございます。

なお、八街市推奨の店「ぼっち」の平成28年度の売上額は1千588万6千499円であったほか、「ぼっち」で商品を配達している「買い物代行サービス事業」の平成28年度配達件数につきましては、延べ829件となっているなど、「ぼっち」で行う業務量も年々増加していると認識しております。

○桜田秀雄君

目的が2点あったと、こういうお話でございませうけれども、部長もこの2点について、多分、この事業費1千500万くらい投入していると思うんですけども、2つの観点から成果はどうだったのかお伺いします。空き店舗と雇用の関係で。

○経済環境部長（江澤利典君）

空き店舗対策と雇用促進の関係だと思っておりますけれども、個々の空き店舗につきましては、所有者がいるほか、社会状況の変化もあることから、現時点では、本市を含め多くの自治体で明確な対応策まで見出せていないのが現状でございます。そうしたことから、空き店舗対策につきましては、他市の動向も注視して、引き続き調査・研究に努めてまいりたいと考えているところでございませうけれども、南口の空き店舗については、店舗数がかなり多くなってきておりますので、その辺も含めて検討してみたいなというふうに考えております。

それと、雇用促進につきましては、新たな雇用の創出ということで、ご存じだと思いますけれども、昨年4月に企業立地の助成金を創設しました。この制度を利用して市内に進出した民間企業につきましては、今のところ、残念ながら、ございませうけれども、今後、候補地を探している企業に対しまして積極的な働きかけを行ってまいりたいというふうに考え

ているところでございます。

○桜田秀雄君

店舗移転せざるを得なくなったと。結局、空き店舗がまた空き店舗に戻ってしまった。そういう意味では、事業が成功したとは言えないであろうと、私は認識をしておりますけれども。

次に、農業問題についてお尋ねいたします。

太陽光発電について、空き地や、あるいは、農地などを活用したメガソーラー発電、あるいは、耕作をしながら行うソーラーシェアリングなどがありますけれども、八街市内の現状について、どのように認識をされているのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

10キロワット以上の出力がある事業用太陽光発電設備の整備は、平成24年度から始まった電力の固定価格買取制度を背景として、現在も市内各所で行われております。

当該発電設備は、償却資産として固定資産税の課税対象となるため、経済産業省関東経済産業局は、毎年8月末に、その年の6月末までに認定した当該発電設備の設置計画に関する情報を課税客体の捕捉資料として、管内の各市町村に提供しております。

本市が昨年8月末に同局から提供された資料によりますと、設置計画の認定件数は全体で2千40件で、これらのうち、発電設備の整備が完了し、同局に運転開始の報告があったものは442件でございました。

なお、認定案件のうち、出力が1千キロワット以上のメガソーラーは15件で、運転開始の報告があったものは3件でございます。

いずれにいたしましても、運転開始の報告がない案件が相当数あることから、しばらくはメガソーラーを含め、事業用太陽光発電設備の整備が進められていくものと考えております。

また、売電価格が平成24年度の1キロワット／アワーあたり40円から、平成29年度は21円までに引き下げられておりますので、今後の新規認定件数につきましては、減少していくものと考えております。

○桜田秀雄君

先日、私どものもとに、八街高校付近の太陽光発電について、匿名の文書が送られてきました。これは市長あて、いろんなところに出ていると思うんですけども、住民の皆さんから見ると、この問題について、一体役所のどこに相談していけばいいのか、わからない、そういう現状を物語っていると思うんですけども、私にも30日の午前中に郵送で届きました。午後に早速現状を確認させてもらいましたけれども、この問題について、市の担当課はどこに決まったのか、そして、どのように対応されるおつもりでいるのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

本市におきましては、ご存じだと思いますけれども、農地であれば農業委員会、山林伐採

等であれば農政課、埋め立てに伴う場合には環境、宅地開発であれば都市計画課、それぞれの課が中心になって担当することになるのではないかと考えております。

○桜田秀雄君

市民の目から見ると、本当にわかりづらいのと、これから本当にどういうふうにしていくのかなと思うんですけれども、文書を出された方も、多分、そういう思いでいると思うんです。どこに出していいかわからないから、全部に出そうと。議員にまで出してきましたけれども、その辺は、これから、あまり縦割りではまずいので、横割りでできることはやるようにしていかないと、まずいんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○経済環境部長（江澤利典君）

おっしゃるとおり、そういうところの部分もあるかと思えますけれども、今後、その辺については、各部署部署の中でその案件については、指導していくような形をとると思えますけれども、当然、その辺をまとめるような形の中で、今後、市としても、そういう形でこういう案件が出た場合には早急に対応するような体制をつくっていきたいというふうには考えております。

○桜田秀雄君

次に、事業のメリット、デメリットでございませうけれども、メガソーラー、あるいはソーラーシェアリングによって状況は異なると思えますけれども、それについて、どのようにお考えかをお伺いいたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

それでは、答弁いたします。

太陽光発電事業のメリット、デメリットにつきましては、誰を対象にするか、何を対象にするかで、全く内容が違ってまいります。

今回の質問事項が農業問題ということですので、農地に設置された太陽光発電事業について答弁いたします。

農地に太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行うには、農地法に基づいた農地転用の許可が必要となり、通常の恒久転用と一時転用による営農型発電設備、いわゆるソーラーシェアリングの2つの許可がございます。

事業のメリットでございませうが、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業で、安定した収入が得られ、なおかつ、ソーラーシェアリングにつきましては、太陽光パネルの下部で農家が耕作を継続しながら農業に副収入を見い出すことができます。

また、農業経営が廃止された農地や相続で非農家の方が取得した農地については、限定的ながら遊休農地の発生防止につながるものと考えております。

次に、デメリットでございませうが、当然ながら、農地転用ということで、市内の農地が減少するというございませうが、これにつきましては、広がりのある優良農地を守るという農地法の主旨に基づき引き続き適正な審査に努めてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

メリットについては、今、農業委員会事務局長から農地についてお答えがありました。税収にもつながってまいりますし、ソーラーシェアリングについては、これから八街市も取り組んでいくべき課題かなと思うんです。

今年の4月でしたか、千葉県匝瑳市、ここでメガソーラーの開所式が行われました。私も過去何回か視察に行っておりますけれども、この前、歴代の三総理大臣が列席をしていたので、開所式を行ったわけでございます。

また、昨日、一昨日の新聞、これは東京新聞でございますけれども、「ソーラーシェアリング脚光、全農地に導入をすれば、原発1千840基分に当たる」、こういう記事が載っておりました。実はこれはコピーして、議長に、皆さんにもぜひ参考までとお願いしたんですが、新聞協会の方から、今後は新聞のコピー、これは使ってはいけませんと、こういうお達しが来ているということで、お配りできませんでしたが、この中で、日本の農地は460万ヘクタールあるそうでございまして、先ほど、現在、遊休農地ですか、このうち6パーセントが遊休農地になっているというお話を伺っております。

ソーラーシェアリングの下で耕作をすると、例えば、サトイモ、これについては収穫量が10パーセントアップをした、このようなお話も伺っております。私も匝瑳市で現地を何回か確認させていただきまして、あそこではアズキとか、そういうものを作られておりますけれども、アズキなんかも収穫量の増が見受けられる、このようなお話でございました。

八街で生産している、そういう野菜類、いわゆる根菜類を中心にいたしまして、太陽光が20パーセントくらい削減されるということで、逆に作物の光合成が活発になって、収穫量が増えていく、こういうこともございますので、ぜひとも八街市としても農家の収入の安定の確保等を含めまして、対応策をとっていきべきだろうと思っておりますが、財政上から見て、補助金制度等を使った政策というものは、僕は無理だろうと思っておりますし、やるべきでない、私は思うんですけれども、ただ、八街市で朝日区のカスミ、この地先にソーラーシェアリングをやられている方がおられます。この方は、八街の先革的な立場の人だと思うんですけれども、業者に全て依頼してしまったと。そういうことで、大変莫大な資金が必要であったと、このように伺いました。農家ですから、当然、農協さんといろいろ相談をしたんですが、八街でも初めての経験であると、そういうことで農協としてもマニュアルがなかったものから、大変に苦勞をした、こういうお話を伺っているんです。

そうした意味で、行政としてのこの問題の取り組み、私は、こういった啓蒙を中心にして講座を開くとか、あるいは地主さんと協議を密にして融資制度を円滑に行えるような方法、こういう問題を農家の皆さんにお知らせしながら、拡大をしていくべきであろうと思うんですが、これは増収にもつながっていくと思うので、それについては、どのように考えているかお伺いいたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

農業委員会といたしましては、法令事務の農地転用の関係の許可事務でございますので、その点については考えてはございません。

○桜田秀雄君

これは自然に放っぼっておいても、これからはソーラーシェアリングの時代、四木の交差点の近くで、今、ブルーベリー農園をやられている方がいます。ここも今、ソーラーシェアリングを乗せて始まるわけですけれども、そういう形で、これからソーラーシェアリングというのは農業の中心になってくるのかなど。そうしていかなきゃいけないと、私は思うんですけれども、再生エネルギーを活用しながら農家経営を安定させていく、これはやっていくべきだと思うんですが、その辺、担当がまだはっきり決まっていないとか、そういう状況だと思うんですけれども、経済環境部長、どうですか、その辺について。

○経済環境部長（江澤利典君）

太陽光発電の今後の対策とか、そういうことだと思いますけれども、太陽光発電については、設置しようとする土地の状況等関連する法律がそれぞれ異なりますので、問題が発生した場合には、それぞれの法律にのっとって対応するという事になるかと思えます。

そうした中で、条例ということは、自治体の方でも、まだまだ少ない状況でございますので、近隣の状況の調査・研究をしながら、その辺の対応の仕方については慎重にしていきたいというふうに思っております。

○桜田秀雄君

時間がありませんので、次、農業大学校についてお尋ねをいたします。

先日、小山議員の質問の中で、東金市にございます県立農業大学校のお話がございました。八街市との関わり、あまり耳にすることはございません。どのような関わりを持っておられるのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県立農業大学校は、農林水産省所管の各種学校の位置付けで、千葉県農業大学校として、昭和54年に東金市に開校され、その後、平成24年に文部科学省所管の学校教育法に基づく専修学校となり、校名も千葉県立農業大学校に変更されたところでございます。

千葉県立農業大学校では、千葉県の農業の発展に寄与する優れた担い手及び指導者の育成を教育目標に掲げ、1点目に、広い視野を持つ豊かな人間性の形成、2点目に、高度な専門知識・技術・経営管理能力の習得、3点目に、地域社会における指導者としての資質の養成、4点目に、土に根ざした実践力のかん養、この4点を教育理念として特色ある教育を行っております。

卒業後の進路としては、就農する方、公務員や農業関連の団体、企業へ就職する方や進学する方もおり、就農者は地域農業のリーダーとして、また就職者は農業関連の指導者として活躍しております。

本市との関わりでは、大学の授業の一環で行われる実践農業の体験学習カリキュラムにおいて、本市の指導農業士等が学生を受け入れ研修を実施しております。

そのほか、これまで2千800名近くの卒業生がありますが、近年では平成26年度1名、

平成27年度1名、平成28年度2名が八街市出身の卒業生であり、それぞれが社会に出て活躍しております。

○桜田秀雄君

市長がいつも言われていますように、八街の基幹産業は農業でございます。この農業大学校と連携は、どのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県立農業大学校との連携は、先ほども答弁したところではございますが、本市の指導農業士並びに農業士の方が農業大学校の生徒を研修生として受け入れを行っております。

これは農業大学校の農学科の2学年のカリキュラムとして、先進農家への派遣実習であり、実習の形態といたしましては、毎年、8月頃に20日間程度、受け入れ先の農家で住み込み実習が行われております。

本事業は、県の農業事務所が中心で行っており、実習の派遣先としては、県内全域であります。印旛地域は農業大学校から比較的近く、指導農業士も他地域に比べて多く、学生の多くが畑作農家での実習を希望することから、印旛地域の受け入れが多くなっていると聞いております。

近年は、受け入れを断られるケースもあるようでございますが、本市は指導農業士の方も多くいることから、引き続き有力な受け入れ先として協力をお願いされておりますので、今後も引き続き指導農業士並びに農業士をはじめ農家の皆様方にご協力をいただきながら農業大学校との連携を深め、市としても協力してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今、市長から答弁がありましたように、本当にプログラムの充実した学校でございます。このプログラムの中身は、今、話がありましたけれども、先進農家への派遣等による実践農業の体験学習、あるいは、インターンシップ、昨年ですか、平成28年はお願いしたけれども、お断りをされたという話も、昨日出ておりましたけれども、本当に身近にある学校でございますから、例えば、八街には八街黎明高校がございます。産業祭とか、いろんな行事に参加をさせてもらっておりますけれども、ぜひ、農業大学校につきましても、実践的な農業をやっていますから、多分、生産物もあると思うんです。ぜひ、そういう機会に落花生祭りも計画されているようでございますから、そのイベントに声をかけていただいて、参加をしていただく。その中で八街市の若い人とのつながりができて、八街に定住をするような人が出てくれば、本当にありがたいと思うので、その辺はいかがか、お伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

市長答弁でもございましたけれども、本市の指導農業士等の農家の方が大学の派遣実習において、受け入れなどご協力いただいているなど、関わりがあります。現在、大学の副校長が八街市の出身の方でございますので、機会がございましたので、先日、意見交換をしてきたところでございます。その際に、今後、大学校と八街市との間でお互いに連携できるところ

があれば、お互いに協力する旨のお話をさせていただいておりますので、その辺も含めて今後連携については努めていきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

最後でございますけれども、政務活動費について、これについては、一昨日、住民監査請求をさせていただきましたので、今、ここで議論するのはふさわしくないかと思っておりますので、また、機会がありましたら、この場で市長の方にお伺いしたいと、このことを申し上げて終わります。

○経済環境部長（江澤利典君）

先ほどの「ぼっち」の移転の関係なんですけれども、現在のところの場所で、前の場所よりはJR等の乗降客もございますので、その辺でお客さんは増えているというような状況もございますので、今回の移転については問題はなかったというふうには考えているところでございます。

○議長（小高良則君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時09分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は平和問題、道路問題、農業問題の3点についてお伺いします。

まず、第1に、平和問題です。

日本は、戦争に反対する自由もなかった戦前に戻るのかと国民が心配するような、そういう時代に、今なっております。安倍政権は、憲法違反の安保法制、戦争法強行に続き、憲法が保障している思想、良心の自由などを侵害する共謀罪法案を衆議院で強行可決し、現在、参議院で審議を進めております。

人権に関わる大問題に対し、国連の特別報告者からも共謀罪法案がプライバシー権や表現の自由への過度の制限になると警告されましたが、政府は真摯に答えようともしていません。

世論調査では、国民の8割が政府の答弁が不十分であると答えている中、安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記し、2020年の施行を目指すと言ったことから、審議するほど共謀罪法案が戦争する国づくりの一環であることが浮き彫りになりました。

そういう中で、広範な市民が怒りの声を挙げています。昨日、石井議員が忠魂碑施設の質問の中で、戦争は勝っても負けても命をなくすと発言されました。本当にそのとおりです。だからこそ、日本共産党は、戦争へと続く共謀罪法案の採決及び憲法9条改憲に断固反対し

ます。

また、日本共産党は、戦争被爆国である日本の政党として、市民と連帯して核兵器廃絶を求め続けてまいりました。

今年の3月に開催された核兵器禁止条約の国連会議には、115カ国超が参加し、歴史上初めて核兵器禁止条約の締結に向けて交渉が開始されました。唯一の戦争被爆国である日本政府が交渉参加を拒否したことに失望と批判が集まりました。

この6月15日から始まる国連会議第2回期において、核兵器禁止条約が採択されようとしております。日本政府もぜひ会議に参加して、積極的な役割を果たすことが求められています。そのためにも草の根からの市民運動が大変重要です。

そこで伺います。第1に、核兵器廃絶国際署名の具体的な取り組みの推進についてでございますが、署名用紙を公共施設に置くよう市民団体が申し入れをしたと思いますが、どう対応するのか、まず、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」は、平均年齢80歳を超えた広島・長崎の被爆者が「後世の人びとが生き地獄を体験しないように生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したい」との思いから始められた国際署名でございます。

この国際署名は、これまで個別に活動してまいりました。核被爆者団体が行動をとともにして実施されるものであり、被爆者の核兵器廃絶の願いを原点とした活動を展開している平和首長会議としても尊重すべきものとして、佐倉市で開催されました第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会における議題として取り上げられ、可決されたものでございます。

本市も平和首長会議に平成21年に加盟し、さらに、平和首長会議の活動の活性化と、より連携意識の強化を図るために、平成27年度に導入されましたメンバーシップ納付制度にも賛同しております。

平和首長会議では、2020年までの核兵器廃絶を実現するために最も効果的な方法は、世界の全ての国が「核兵器禁止条約」を結ぶことであると捉え、2010年12月から「核兵器禁止条約」の早期実現を目指した市民署名活動に取り組んでおります。

なお、平成29年3月27日に国連本部で始まった核兵器を法的に禁ずる「核兵器禁止条約」の交渉会議では、核保有国の参加が見込めないため「核兵器保有国の理解や関与が得られないことは明らか」として、日本政府が交渉への不参加を宣言いたしましたことから、本市といたしましては、国、近隣市町の動向を注視しているところでございます。

私は、常々、戦争は二度と起こしてはならないことを申し上げております。現在加盟している組織の中で、本市の決議である非核平和都市宣言を踏まえながら、平和と発展に貢献してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今の市長のご答弁は、核兵器廃絶国際署名の意義を本当に理解してくださっている、そう

いうご答弁だったと思います。

そういう中で、日本がこの会議に参加しない、本当にとんでもないことです。だからこそ、各自治体から政府に意見を言っていく、市民も意見を言っていく、そういう草の根の運動が本当に大事になっております。

そういう中で、署名用紙を置く必要があると思うんですけども、置かないのであれば、どのように市民に知らせるのか、お伺いします。国際署名について知らせるのか。

○総務部長（山本雅章君）

署名用紙を公共施設に置くといえますか、場所の提供といえますか、そういったことに関しましては、署名される方のお名前ですか、住所ですか、そういった個人情報が漏えいといえますか、そういう危険が伴いますので、署名用紙を置くことはできないということでございます。

○京増藤江君

国際署名を公共施設に置かない理由は、書いて、そのままにしておくわけでしょうから、個人的情報が漏えいするのではないかと、そういう心配から、置きませんよと、置くことはできないのではないかと、そういうご答弁だったと思います。

署名について市の方が協力できないのであれば、それでは、2番目に、子どもたちの平和教育をしっかりとやっていただきたい、そういうふうに要望したいと思います。

富里や佐倉、四街道などでは、広島・長崎へ子どもたちを派遣しております。本市においても教育の一環として広島・長崎への派遣実施を求めますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校では、授業や集会など教育活動全般を通して、平和の尊さや大切さを考える平和教育を行っております。

被爆地へ子どもたちを派遣することは、広島や長崎で実際に起きたことや戦争の悲惨さをじかに肌で感じることができる、大変貴重な機会になることと理解しております。

近隣では、教育委員会や市長部局が主催し、派遣事業を実施している自治体があると認識しております。

今後、他の教育施策との優位性を勘案しながら、関係部局とも協議し、実現できるよう努力してまいります。

○京増藤江君

やはり、長崎・広島、これをしっかりと見るということが、戦争がどんなに悲惨なものか、それを直に感じることができます。私も高校生のときに修学旅行で見学したときに、本当に戦争ほどむごいものはないと、これを感じて以来、平和が一番大事だというふうに胸に刻んでおります。

今後、検討していくということですから、ほかの市ではやっておりますので、ぜひ実現をしていただきたいと、そのようお願いいたします。

次に、自衛隊の体験実施状況についてお伺いします。

○議長（小高良則君）

京増議員に申し上げます。平和問題で（２）の①ですが、被爆地への災害派遣事業と自衛隊の派遣という、関連性がないので、関連性がわかる質問をし直してください。

○京増藤江君

今、本当に平和教育が大事ですよということで、教育長も今後派遣を考えると、そういう中で、八街市の学校では自衛隊の体験学習もされたことがあるというふうにお聞きしております。ですから、教育として自衛隊への体験学習はどうだったのかと、そういう点でお伺いしております。

○議長（小高良則君）

自衛隊の体験学習というと、また、被爆地への派遣事業とかなり違ってくると思いますが、教育長、これはそういう観点から答弁できますか。

○教育次長（村山のり子君）

今のご質問への答弁となるかどうかあれなんですけれども、被爆地への派遣とはまた別のことで、自衛隊への体験学習ということでございますけれども、市内４中学校で実施されております職場体験事業におきまして、過去３年間、自衛隊への体験を実施したという報告はございません。１年生で実施される「職業人に聞く会」におきましては、さまざまな職種の方々から講師としてお招きしております。お話をいただいた方の中には過去には講師の中に自衛隊の方がおられたということはございました。

○京増藤江君

これは（２）で平和問題と、子どもたちへの平和教育という大きな（２）がありますから、これは関連して、まして、今、自衛隊の方々、海外に出ていく、そういう気持ちで入隊された方は、本当にあまりいらっしゃらないと、そういう点から、自衛隊の関係の教育はどんなのかなという点でお聞きしました。

次に、道路問題です。

平成２６年の八街市における人口１千人あたりの交通事故死傷数は５．６名で、千葉県内３７市の中で７番目に多く、平成２７年は４．６名で、１０番目です。死者数は平成２５年に２名、平成２６年に１名、平成２７年は３名です。

人生を一瞬で狂わせる交通事故を減らすため、早急な対策が必要です。警視庁の発表によると、車道幅員５．５メートル未満の道路での交通事故死傷者の割合は平成２６年に歩行者９．６パーセント、自転車２５．３パーセントで、合計約３５パーセントを占めています。

八街市の通学路交通安全プログラムにおいては、通学路の状況、危険内容が明らかにされています。早急な安全対策を求められていると思います。

そこで、第１に、通学路、生活道路の速度規制について、最高速度３０キロ道路の推進を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

速度制限の交通規制につきましては、千葉県公安委員会が、実施効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものから実施しております。

近年では、平成24年度に八街東小学校北側の一区39号線が終日30キロメートルに規制されております。

本市では、朝陽小学校前の市道102号線など、地域からの要望を受けた市内5カ所の速度制限要望を他の交通規制要望とともに、佐倉警察署を通じ継続的に行っております。

また、「ゾーン30」につきましては、生活道路における歩行者や自転車の安全を確保するため、バス通りなどの幹線道路に囲まれた一定の区域内の道路を、最高速度30キロメートルに規制するほか、路面表示等を整備し、通過交通や速度の抑制を図ろうとするものでございます。

千葉県内では、平成23年度から整備が行われ、整備箇所の決定につきましては、交通量や交通事故の発生状況をもとに、警察が道路管理者や地域住民と協議、調整を行って決定することとされており、このほかにも地域からの要望を踏まえて整備の必要性等を検討し、決定することとされております。

生活道路が集まった区域に通学路が含まれているような場合には、「ゾーン30」を整備することは、安全対策上有効であることから、地域からの要望を踏まえて、地域の状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

全国各地では、この「ゾーン30」の導入によって人身事故が3割減っているという、そういう効果も出ております。また、千葉県下多くの自治体において、「ゾーン30」を設置し、また、計画がされております。

本市においても、最高速度を規制してほしいという要望がありますけれども、この要望にどう応えていくのか。また、通学路安全プログラムの通学路の危険要注意箇所中一部実施済みが2カ所、実施する予定は14カ所となっています。このことについて、どのように、いつまでに実施するのか計画を伺います。

○総務部長（山本雅章君）

地域からの要望の中で「ゾーン30」での対応が有効なものであれば、警察、地域、それから、そのほか関係機関と協議、検討をしております。

また、地域から要望のありました速度制限に関する要望につきましては、千葉県公安委員会の方に継続的に要望を出しております。

○京増藤江君

住民の皆さんの30キロ以下への要望をぜひ計画的に進めていただきたいと思います。

そして、このプログラムの中で実施をする予定となっていない、まだ検討中という場所があります。それは日向入口のT字路なんですけれども、このT字路は、児童が信号待ちするスペースがなく、左折車両に巻き込まれる可能性がある。これについては、早急な対応が求

められていると思います。

また、もう1点、通学路交通安全プログラムに含まれてはおりませんが、スイミングクラブ前の道路、四区1号線ですが、スイミングクラブ前から黎明高校のグラウンド下を通過して郵便局に続く道は、急カーブになっており、前方が見えません。そういう箇所が何カ所もあります。特にスイミングクラブから変形五差路までの道は事故が多発しております。最近6月2日にも事故が起きました。「速度落とせ」の道路標示が2か所ありますけれども、今回の事故は路面標示のない場所で起きております。路線全域への対応が求められます。

この2点の対応をよろしくお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

まず、日向入り口のT字路の件でございますけれども、両方国県道の関係がございますので、県の印旛土木事務所と協議、検討したいと考えております。

それから、もう1点、スイミングクラブから郵便局までの間で、変形五差路から先だと思ひますけれども、その点につきましても、昨年度も路面標示、看板等を設置しておりますが、今、議員のおっしゃったように、そこの設置していない場所での事故ということでございますので、その辺も現場の方を確認させていただきまして、その辺は事故のないよう対応していきたいと考えております。

○京増藤江君

本当に通学路で左折の車に子どもを巻き込ませてはならない、また、スイミングクラブの近くの道路、これもしょっちゅう事故が起きておりますので、最高速度30キロ以下、また場所によっては20キロ以下への対応も必要ではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、交差点の安全確保についてです。

県道神門・八街線のヒラツカリースからケーヨーデイツー方面に向かうセブンイレブン付近の交差点付近の道路、大変交通量が多いということで、自転車通学の生徒にとっても危険という声が挙がっております。

交差点全体の安全対策、また、この地点の安全対策を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

交差点の安全対策でございますが、本来であれば、用地確保を行い交差点整備等を実施することで安全が確保されることは認識しております。

整備となりますと、多くの時間と費用が必要となるとともに、関係機関との協議、隣接地権者の協力等が必要不可欠となることから、早急な対応は難しいものと考えております。

市道側の安全対策としましては、現在の道路内で対応することができる路面表示や看板設置などの整備を検討してまいりたいと考えております。

また、国県道部分につきましては、道路管理者である千葉県印旛土木事務所等に要望してまいります。

○京増藤江君

自転車通学の生徒が事故に遭わないようにというところでは、本当に安全対策がとられるまで、ぜひ、要望もし、また市としても努力をしていただきたいと思います。

次に、バイパス四区地先の交差点への安全対策についてです。

既に先日、質問もありましたけれども、この地域はこのバイパスで2つの団地が分断される、そういう形態になっております。歩行者などに危険という声は開通当初から挙がっております。道路脇の空き地の草が伸びて見通しが悪い、この声に対しては担当課がすぐに対応してくれたんですけれども、ほかの安全対策は、いまだに実施されておられません。

本来ならば、開通前に対策すべき、そういう事柄であると思うんですけれども、空き地の草の今後の問題も含め、早急に安全対策を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の四区地先の交差点を含め、八街バイパスと交差する市道との交差点の安全対策につきましては、個人質問6、角麻子議員に答弁したとおり、地元地域の方からの要望により、右左折の通行ができることになったことから、現状では安全な通行を促すための簡易的な看板が設置されているところでございます。

今後の安全対策としましては、交通状況などを勘案しながら、関係機関と協議・検討すると、事業主体の千葉県印旛土木事務所から伺っております。

○京増藤江君

事故が起きないようにということでお願いしたいし、それから、今は草がすごく伸びる時期ですので、草も地元の皆さんが困らないうちに対応も今後もお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、市道文違29号線、中央公園から八街病院への道ですけれど、この道路については、車同士がすれ違うとき、歩行者・自転車通行者の退避場所がない、大変危険です。拡幅計画を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の市道文違29号線については、一部狭い区間があり、車両並びに歩行者の安全確保の必要性があることは把握しております。

また、この路線は、隣接地と道路の段差があり、道路拡幅工事となりますと、多くの時間と費用がかかり早急な対応は困難なことから、現状をしっかりと精査しながら検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ベビーカーを押す人からは「大変怖い」、こういう声も挙がっております。これは早急な対応が必要だと思います。当面ですけれども、路側帯を整地するなどをして、スピード規制ができるのではないかと、この点についてはいかがでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

スピード規制となりますと、公安委員会とか警察の関係がございますので、早急にはできないものでありますけれども、今、路側の方と言いましても、あそこは幅員が5.1メートルなんです、畑の下がった方について50センチくらいの余裕幅しかございませんので、その辺が利活用できるか、できないかを検討してまいりたいと思います。

○京増藤江君

病院へ行く道ですし、病院の行き帰りに事故に遭ってはならない、こういう点からも早急に対応をお願いしたいと思います。

次に、側溝のふたの安全対策なんですけれども、側溝のふたのすき間の広がりについては、要望により補修をしていただいております。割と早く対応していただいておりますが、市民の方からは、誰に言ったらいいのかわからないということで、放置されている場合もありますので、ぜひ、全体を見直して補修をしていただきたいと思います。

また、黎明高校前の交差点近くの側溝について、ふたが固定されていないために大変危険です。そして、グレーチングの側溝のふたは各地にありますけれども、雨や雪の際に滑りやすいという声がありますが、この対策についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

側溝ふたにつきましては、現場パトロールや地元区並びに市民等からの連絡により、現地確認を行い、破損した箇所については、ふたの交換や補修を職員により実施しております。

また、ふたのすき間が生じている場合には、鉄製の資材等を利用してすき間を解消し、歩行者等の安全に努めております。

○京増藤江君

側溝のすき間については、本当に、皆さん、すぐにやってくださったという声が挙がっております。全体をぜひ見直していただきたいと思います。

次に、市道にかかる樹木についてなんですけれども、市全域の対応についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民からの通報や職員による道路パトロール等で把握した市道に張り出した枝等の除去については、地権者の調査を行い、市内の地権者は直接訪問し、伐採を依頼しているところでございます。

また、市外の地権者は郵送等で通知し、早期の伐採を依頼しております。

なお、市内、市外ともに地権者からの回答がない場合は、通行に著しく支障のある場合に限り、職員での除去対応をしております。

国県道の場合につきましては、状況写真及び位置図を添付し、道路管理者に連絡して迅速な対応をお願いしているところでございます。

今後も引き続きパトロール等を強化し、安全な通行が確保できるよう道路管理に努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

空き家の問題などもあって樹木については難しい面もありますけれども、ぜひ、安全のことということでお願いしたいと思います。

次に、生活道路の舗装についてです。

市道でありながら舗装されていない四区のセブンイレブン近くの道路、また、六区1号線元黒ムギ脇の道路の舗装を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の道路は、赤道であり、市の管理となりますが、市道認定されている道路は約50.4キロメートルあり、未舗装の道路延長は約6.5キロメートルで、市道の未舗装率は約13パーセントでございます。

未舗装道路につきましても、通学路など市民の生活道路として使用されている路線もございます。

なお、未舗装の市道整備を行っていく必要はございますが、既に舗装された市道もひび割れ等が発生し、交通等に支障があることから、優先して整備を進めておりますので、現時点ではご指摘の道路につきましては、整備が難しいものと考えております。

○京増藤江君

確かに難しい面はありますけれども、大雨になると、本当に2つの道路とも湖のような、そういう道路になってしまいますので、順番に計画もしていただきたいと要望しておきます。

それから、舗装はしてあっても、その舗装が十分でないというか、薄いためにひび割れをしたり、また、マンホールとの段差ができて、車が通るたびに大きな音がする、揺れると、そういう声が出ているところがあります。これは今までも何カ所かあったんですけれども、東小学校脇の一区39号線は大変交通量が多くて、ひび割れがあって、大きな音がすると、住民の方たちも何回も市の方にも言っているということなんです、この対策をする必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

マンホール等の振動につきましては、担当課と協議して修繕の関係ができるか検討してまいりたいと思います。

舗装については、全体的に修繕できる可能性があるかということがありますけれども、なるべくであれば、今、答弁の方にもありましたけれども、クラックが入ったり、そういうところが多いものですから、部分的なもので対応できれば、その辺も検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひ、対応をよろしくお願いいたします。

次に、農業問題についてです。

安心・安全な食べ物を食べたいというのが国民の願いです。しかし、日本の食料の自給率

は1965年に73パーセントだったものが、今はカロリーベースで39パーセント、大半を海外に依頼しております。

輸入物には、日本で食用として栽培していない遺伝子組み換えGM作物を使った食品の輸入が増えております。

アメリカでは1990年代後半からGM技術で作った大豆やトウモロコシの生産が拡大し、それに伴ってアレルギーや不妊、出生障害、慢性疾患が急増しております。また、GM飼料を食べている家畜にも健康被害が大変多く報告されています。

輸入農産物は、そのほかにも成長ホルモン、成長促進剤、除草剤の残留など、大変なリスクがありますその健康のリスクを考えれば、食に安さだけを追求するのは命を削ることになります。孫子の世代に責任を持てるのかという意識が必要になっております。安全な食料を国民に提供できるよう家族農業を応援して食料自給率を高める政策が求められています。

ところが日本政府は、農業の成長産業化が必要だと言って、大規模化や法人化を進めています。しかし、国連は2014年、国際家族農業年にこの年を定めました。食糧安全保障、持続できる資源利用、雇用などの観点から、家族的農業の重要性を指摘しております。

また、国連機関では、アメリカでも、EUにおいても、世界を養う農家の大部分は、企業経営ではない小規模家族経営であると発表しております。そのように小規模で家族経営ができるために、欧米では十分な所得の保障をしております。

日本の農業では、日本の農家の所得のうち補助金が占める割合は4割弱で、先進国で最も低い方になっています。一方、欧米、またEUの農業所得に占める補助金の割合は大変高いとなっております。イギリスやフランスが90パーセントの補助金、スイスではほぼ100パーセント、アメリカでは生産費を基準とした基準価格と市場価格の差額を支払う不払い制度を実施しており、その上に収入保険があります。アメリカの農家は、どんなに価格が下がっても自己負担なしで、ほぼ生産費が償われています。

なぜ、こういうふうにできるのか。それは命や環境を守り、国土・国境を守っている産業を国民みんなで支えるのは当たり前、こういう考え方でございます。ぜひ、日本でも、このような価格補償、所得補償が必要です。

八街市は、農業が基幹産業にならないといけない、そういう街でございます。農業をどう発展させるのかという点では、千葉大学園芸学部とこの3月に提携をいたしました。特色ある農業政策について打ち出していきたいと思っております。

インターンシップ事業について、小山議員からも八街市で農業をしたいと思える、そういう内容にと質問がありました。私も本当に同じ気持ちでございます。そのような農業にするために八街市の農業の課題を大学側にも提案した上で、その意見などを市の農業政策に反映していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年3月21日に千葉大学大学院園芸学研究科及び千葉大学環境健康フィールド科学セン

ターと「教育・研究・事業等に係わる分野」での援助・協力に関する協定を締結したところであり、この協定により、市の基幹産業である農業分野での事業連携を進める予定でございます。

千葉大学園芸学部につきましては、明治42年4月に園芸学部の母体である千葉県立園芸専門学校として創立され、園芸に関する高等の学術技芸を教授することを目的に、全国唯一の園芸の高等教育機関として創設されました。

その後、昭和12年4月に、現在の園芸別科の前進である実務科併設、昭和24年5月に国立学校設置法により千葉大学園芸学部となったところでございます。

そして、昭和44年4月に大学院園芸学研究科の設置、その後、時代の最先端の研究を行うための学科の新設など、教育、研究分野の拡大が図られ、現在に至る100年以上の歴史・伝統を持つ学部であります。

全国の国立大学で園芸学部があるのは千葉大学だけでございまして、国内はもとより、アジア圏で最も伝統のある高等教育機関として、変化する社会の課題に対応すべく、その研究領域は常に進化されており、現在は「食と緑」をキーワードに最先端の研究が展開されております。

研究の一例といたしましては、国内でも最先端の施設である千葉大学園芸学部の植物工場を使用し、植物の生育環境を人工的に作り出し、機能性成分を多く含む作物の研究が行われておりまして、植物の力を最大限に引き出し、医療にも役立つ作物の実現へ向けた研究も行われております。

また、植物工場や大規模園芸施設をはじめとする次世代園芸産業の発展・展開を担うプロフェッショナル人材の育成にも力を入れられており、学内の豊富な施設だけではなく、国内外の企業の中での中長期のインターンシップ・実践演習を行うことにより、グローバルな視点で日本の農園芸産業を考える人材の育成について、昨年度からカリキュラムがスタートしたところでございます。

千葉大学園芸学部においては、広いほ場と緑地を有する松戸キャンパスを中心に、日本のみならず、世界をリードする最先端の教育・研究が行われております。

このような最先端の教育・研究が行われている大学との農業分野での連携は、八街市の農業にとりまして、とても有効なことであり、将来、本市の農業の発展に寄与するものと考えております。

○京増藤江君

ぜひ、この提携を生かしていただいて、八街市の農業を発展させていただきたいと思っております。

その点では、やはり、農業を継続していくためには、経営が安定しなければなりません。八街市の新規就農給付金、これは経営を安定させる大きな力になっていると思っております。

今後も新規就農給付金、後継者を育てるためにも拡大が必要と思うんですが、この点については、どのようなお考えでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

青年就農給付金のことだと思いますけれども、この制度につきましては、平成24年度より国の事業として制度化されたものでございます。

本市においては平成25年度より予算化し、活用しているところでございます。京増議員がご指摘のとおり、今後の本市の農業を支えていく人材の確保の観点から、非常に重要であると考えておりますので、今後も補助制度につきましては、継続して予算化されることを願っております。

また、市の単独事業でございます、農業後継者育成支援給付金についても、今後引き続き予算化して実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○京増藤江君

もう時間がありませんけれど、ぜひ、後継者を育てていく、そして経営が安定するようということで、よろしくお願いいたします。

○議長（小高良則君）

あと、60分ありますよ。

○京増藤江君

すみません。ありました。

今後も新規就農給付金、八街市独自の援助も続けていくということで、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それで、新規就農給付金の対象者は5年で終わりなんですけれども、そろそろあと1、2年で終わりになる方もあります。5年がたった後に経営ができなければ、やはり続けられませんか。この見通しはあるのか、この点についてお伺いします。

○経済環境部長（江澤利典君）

青年就農給付金につきましては、平成25年度から開始された制度で、先ほど申しましたように、本年度で5年を迎えるところでございます。現在の給付対象者は22名おるところでございますけれども、今年度、5年目を迎える方が2名おります。この2名とも施設運営を中心にして、現在も意欲的に営農されております。その他の方もそれぞれ意欲的に営農しておりますので、今後においても本市農業の担い手として、それぞれが活躍するということで考えているところでございます。

○京増藤江君

せっかく就農された方々が、農業を継続できなければ、本当にもったいない。その点については、今後、意欲もあるしということで、見通しは明るいと、そういう答弁だったと思うんですけれども、しかし、考えてみますと、全国で農家で生まれ育っても、先が見えないということで、一旦就農しても、やめる方が後を絶ちません。そういう中で、農家を継続できるようにしていく、そのためには、価格補償、所得補償をしっかりとしていかなければなりません。これは八街市だけではできないんですけれども、政府に対して市長会では、価格補償、所得補償に対し、どのように要望されているのか、それとも、要望されてこなかったの

か、お伺いします。

○市長（北村新司君）

ご質問の安定した農業経営に対する要望につきましては、全国市長会、これは千葉県市長会でも同じでございますけれども、農林推進施策に関する重点提言として取りまとめ、農業の経営所得安定対策として、真に農業者の経営に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実・強化することを国に対して要望し、決議したところでございます。

○京増藤江君

市長会では、価格補償、所得補償についても、きちんと要望されてきたと、そういうご答弁だったんですけれども、しかし、政府は、そういう市長会等からの要望をきちんと政策に反映しない、そういう状況だからこそ、日本の農業が、また、後継者の皆さんが続けることができない、そういう状況だと思います。

今後、実際に政府が実行していくような、そういう方向に持っていくためには、今までのような要望だけでは足りないのかなと思うんですけれども、その点については、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

野菜は、天候の影響を受けやすく、短期間に価格が大きく変動する可能性があることから、その需給や価格動向は生産者及び消費者の双方に大きな影響を及ぼします。このような性質の野菜の生産を確保するためには、価格の著しい低落による生産者の経営に与える影響を緩和することが大変重要であると。

このため、出荷された野菜の価格が著しく下落した場合には、生産者の経営の安定と産地の育成、消費生活の安定を図ることを目的に「野菜価格安定制度」がございまして。これは野菜生産出荷安定法に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が実施している事業で、生産者、都道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合、保証基準額と平均販売価格との差を補填するという事業でございまして。

本事業を活用するには、野菜生産出荷安定法に基づいて、指定野菜の生産、出荷の近代化を計画的に進め、その出荷の安定化を図るため、指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものを、都道府県知事の申し出を受けて、農林水産大臣の指定を受ける必要がございまして。

本市では、千葉みらい農協が「秋冬ダイコン」、あるいは「夏秋トマト」、「冬ニンジン」、「春夏ニンジン」の指定を受け、事業に加入し、生産者の皆さんが野菜の市場価格が著しく低落した場合でも安心して生産ができるよう対策をしております。

また、改めて、いろんな意味でも、先ほど全国市長会の決議事項を申し上げましたけれども、さらに、そうしたことを千葉県市長会、全国市長会の中でも、私も評議委員になりましたので発言をしまいたいと思っております。

○京増藤江君

きちんと農業が続けられる、そういう政策を求めていただきたいと思います。

しかし、今のご答弁でも、一部野菜の補償とか、そういうことになっております。本来ならば、アメリカやヨーロッパなどのように、きちんと価格補償する、所得補償する、農家に負担をかけないようにしていく。こういう補償が必要だと思うんです。

ですから、このような本当に後継者の皆さんが、また、今も農業を続けておられる方々が安心して農業が続けられる、そして、国民に安心して食べてもらえる、そして、食べたいと思っている皆さんに届けられるようにということを念頭に入れて、しっかりと政府の農業政策を変えていただきたいと思います。

これを要望して終わります。

○議長（小高良則君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時57分)

(再開 午後 3時07分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、今回、最後の質問となります。よろしくお願いいたします。

私は、3点、1点目は、誰もが利用できる乗り合いタクシーの問題、そして2点目には、教育充実の問題、3点目には、障がい者が安心して住めるまちづくりの問題を質問いたします。

まず、最初に、誰もが利用できる乗り合いタクシーについて質問するものであります。

いよいよ10月から市は新たな交通対策ということで取り組んでいくわけですが、今回の10月からの新たな取り組みの中で、交通不便地域が出てくるということにつきまして、バス路線廃止地域への対応は、どうされるのか、この件についてお伺いするわけですが、この間、バス路線が廃止となる地域からバス存続の声が挙がっております。これはどのように対応されるのか、質問するものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスは、平成11年10月から3コースで運行を開始いたしましたが、現在では5コースで運行しております。

郊外に点在する住宅地付近も運行ルートとしていることから、網羅性は高い一方で、JR八街駅等の主要施設までの速達性は低いといった状況でございます。

また、利用者数につきましても、平成17年度の14万7千639人をピークに減少傾向にあり、それに伴い、運行経費から運賃収入を差し引いた市が負担する年間経費も約4千万円を超えており、総合的かつ効率的な生活交通体系の再構築が求められていることから、本市では、平成28年3月に、地域公共交通のマスタープランである「八街市地域公共交通網形成計画」を策定し、本年3月にその実施計画である「八街市地域公共交通再編実施計画」を策定いたしました。

これらの計画につきましては、ふれあいバス全停留所での乗降調査、利用者からのアンケート調査、地区社会福祉協議会での懇談会の開催など、各種調査を実施したほか、市内の公共交通に関係する団体や市民等の代表者で構成する「八街市地域公共交通協議会」において、約2年間協議を重ね、策定したものでございます。

「八街市地域公共交通再編実施計画」に基づく、ふれあいバスの路線再編につきましては、現在の5コースから東・西・南・北の4コースに区分し、各コースの重複区間を減少させるとともに、利用者数の少ないバス停を廃止することにより、1便あたりの運行時間を短縮させ、各コースの運行頻度の向上を図ることで、利用者にとってわかりやすく、利用しやすい運行経路に再編するものでございます。

この再編により、ふれあいバスのバス停が廃止となる地域や、バスを利用することが困難な方に対する移動手段を確保する必要もあることから、このたびの路線再編により捻出した財源を有効に活用することとし、ふれあいバスにかわる新たな移動手段として、運転免許証を持たない65歳以上の方を対象にタクシー乗車料金に対する助成を行う「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」を、ふれあいバスの再編の時期にあわせ、本年10月から開始する予定でございます。

「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」の事業内容につきましては、運転免許証を持たない満65歳以上の方を対象に1枚あたり500円のタクシー利用助成券を1月あたり4枚の割合として、年間で48枚を限度に交付するものでございます。

この制度につきましては、1人でも利用できますが、2人以上のグループで相乗りした場合にも、利用者がそれぞれ助成券を使用できる制度であることから、乗り合えば乗り合うほど自己負担が少なく外出することが可能となります。

厳しい財政状況が続く中で、限られた予算を効果的に活用し、安心して利用できる持続可能な公共交通の構築を図るため、ふれあいバスの再編と、バスや車にかわる高齢者への新たな移動手段の確保を図る施策である「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」につきまして、本年10月からの実施に向けた準備を進めているところでございます。

○丸山わき子君

市長、私は、今までの経過を教えてくださいと言った質問してないはずなんです。この間、バス路線が廃止となる地域からのバス存続の声が挙がっているが、その声に対して、どう対応するのか、私、これしか言っていないんですよ。経過を教えてくださいなんて言っていないじゃないですか。だめですよ、そういう答弁の仕方は。

で、どのように対応されるのでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

今回のふれあいバスの再編につきましては、八街市地域公共交通再編実施計画、これに基づいて実施をいたします。この計画につきましては、平成32年度までの計画期間としておりますので、この間において、課題、問題点、それから市民ニーズ、こういったものを今後供用開始後に把握してまいりまして、次期計画で対応、見直しなどを行ってまいります。

○丸山わき子君

それじゃ、市民の皆さんは生活していけませんよ。これから3年間我慢しなさいということでしょう。

利用者が少ないからと、バス路線の廃止を決めてしまったんですけれども、廃止された地域の対策は全くないと。あと3年間我慢しなさいよと。市民の足を奪い、暮らし切り捨てのどんでもない、冷たい市政じゃないですか。こんなことは絶対許されない。そういう点では、この間の空白となってしまう、その地域に対してはどうするんだという手だてをちゃんととるべきじゃないですか。これから3年間どうやって地域の皆さんは暮らすんですか。そのまま放っておいていいんですか。その辺については、どんなふうにお考えなんでしょう。

○副市長（松澤英雄君）

お答えいたします。

10月から本計画に基づきまして、ふれあいバスの見直しを行います。また、それと同時に、高齢者外出支援タクシー利用助成事業を10月から始めます。この制度につきましては、高齢者人口、年々増加するものでございますが、高齢者以外の方に対する移動手段の確保につきましても、引き続き八街市地域公共交通協議会の中で調査・研究を行いまして、必要に応じて見直していきたいと思っております。

○丸山わき子君

今、必要に応じて見直すと言われましたけれども、部長の答弁ですと、平成32年度までの期間、実施するんだと、実施期間は3年間だということをおっしゃっているのでしょうか。どっちが本当なの。随時見直しをしていくのか、あるいは、3年間このままいくのか。

○副市長（松澤秀雄君）

答弁いたします。

ふれあいバスの再編等につきましては、この計画期間は平成32年までの計画となっておりますので、バス路線等の公共交通でございまして、これにつきましては、この間、課題、問題点、市民ニーズを把握して、次期計画に対応、見直しをします。

先ほど、ご説明いたしました高齢者外出支援タクシー利用助成事業につきましては、高齢者以外の方に対する移動手段の確保について、その間、引き続き調査・研究して見直しを行っていくということでございます。

○丸山わき子君

では、高齢者以外にも利用できるように調査・研究をし、随時対応していくということ

よろしいんですか、再度、答弁いただけますか。

○副市長（松澤英雄君）

必要に応じて見直しを行ってまいります。

○丸山わき子君

私は、次の項で、生活の足としてのタクシー運行をということで、誰もが利用できる条件整備ということで取り上げております。これは、今、松澤副市長が言われたように、調査・研究をして随時対応していくんだということを言われましたので、ぜひ、これは随時対応していただきたいと。

松澤副市長、八街に来られて、よくおわかりかと思えますけれども、八街は車がなかったら生活できません。本当に大変な地域です、そのことは重々おわかりのことと思います。本当に生活の足を保証してこそ、八街市で暮らせるというふうに思います。

それで、今回の公共交通を考える上で、私は1つ手落ちがあったんじゃないかなというふうに思います。というのは、八街市は高齢化、それから人口減少という実態を抱えているわけです。街づくりと市民生活を支えるという一体化した公共政策、これが必要だということ、もう重々おわかりだったと思います。

人口減少を食い止めて、住みよい街づくりを進めるにあたっては、公共交通の果たす役割は一層重要になっていると思います。この間の市民に対するアンケートの中でも、交通が不便という、この声はたくさん挙がっていたはずであります。ここをクリアしなければ、八街市の人口減少は避けられないと。

市の人口ビジョン総合戦略、この中に位置付けた取り組みがなぜできなかったのか。これは八街市の人口ビジョン、これは概略ですけれども。この中には「住みたい、住み続けたいまちづくり」というところで、中心部での都市機能強化と市内公共交通の確保・維持など、生活、利便性を高めることで、子どもたちから高齢者まで住みよい環境作りを勧め、各年齢での市民の定着を図る。ここまで出ていながら、今回の乗り合いタクシーの問題を絡めて、なぜ研究しなかったのか。今回の乗り合いタクシーを導入するにあたって、なぜ人口ビジョンとあわせた、そういった取り組みができなかったのか。なぜやらなかったのか。その辺については、どうなんでしょうか。それをやらなければ、ただ、タクシーだけを動かします、人口ビジョンはこっちですといったら、何のための計画か、本当にわからなくなっちゃいますね。

本当に八街市は、今、ものすごい勢いで人口が減少していますよね。減少しています。この間の減少の状況というのを、どのように把握されていますか。

○総務部長（山本雅章君）

人口減少、急激に進んでいるということに加えて、プラスで高齢化がさらに進むという状況でございます。

○丸山わき子君

担当課がそこまで把握されているのであれば、また、庁舎内の職員の皆さんがそれぞれの

持ち場持ち場で、そういった問題をきちんと抱えているのであれば、人口ビジョンの取り組みの中で、じゃあ、この乗り合いタクシーをどう取り組んでいったらいいのかというのは、当然出てきていいはずだったと思います。

市長、そういう点では、早急に人口ビジョンの課題、そして乗り合いタクシーの誰でも利用できるという、そこに結び付けた計画をぜひ作っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

乗り合いタクシーの件につきまして、誰もが利用できる条件整備ということであろうかと思えます。先ほど答弁いたしましたとおり、本年10月からふれあいバスの再編にあわせ、満65歳以上で、運転免許証を持たない方へのタクシー乗車料金に対する助成事業である「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」を開始する予定でございます。

この高齢者の方々への新たな外出支援策につきましては、平成27年度に策定いたしました地域公共交通マスタープラン「八街市地域公共交通網形成計画」に掲載した案におきましては、先進自治体の例に倣い、自宅が最寄り交通機関まで一定の距離があることの距離要件、あるいは市民税非課税を要件とする所得制限など、助成対象要件を示してございますが、このたびの導入にあたり、高齢者の方が利用しやすい制度とするため、要件、利用方法等の見直しを行い、距離要件や所得による利用制限を設けず、市内に在住する満65歳以上の方で、運転免許証をお持ちでない方が市内の移動にタクシーを使用する場合、どなたでも利用できる制度としたところでございます。

高齢者外出支援タクシー利用助成事業につきましては、新規事業であることから、10月以降の利用状況やご意見等を踏まえながら、利用しやすい事業となるよう実施してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

市長は私が聞いたことと違うことを言っているでしょう。多分、市長は書いてもらった原稿を一生懸命読んだだけで、私はそんなことを聞いていないですよ。副市長の答弁にさらに深めた質問を私はしたつもりだったんですけれども、こんな後退するような答弁はやめてください。

副市長の方からは、今後、利用しやすいタクシーに向けての取り組みをするという答弁がありました。ぜひ、それをやっていただきたいというふうに思います。

それから、私は、年齢制限なしで、それから、低料金で安心して、どこからでも利用できる、このことは市民団体からも申し入れがあったと思います。ぜひ、それをやっていただきたい。

八街市は、先ほどの答弁もありましたけれども、お金がないからお金がある範囲でやっているんだと。だから高齢者タクシーだけの料金になったんだよというようなことを言っていましたけれども、八街市はお金がないということはないと思うんですよね。私は、この間の

財源確保につきましては提案してまいりました。クリーンセンターのごみを燃やす予算、これを減らせばいいんじゃないですか。つまり、ごみの資源化、これを徹底すればお金は幾らでもある。ごみを燃やす予算を減らす。そうすれば、これは本当に市民の皆さんが無料に近いお金で利用できる。どの地域からも利用できる、こういうふう思うわけです。

これが、今、市民協働ということで、今度、条例が出てきますけれども、市民の皆さんと力を合わせて、ごみの資源化、まさに市民協働ですよ。これで取り組めば、財源は確保できる、このことも提案してまいりました。ぜひ、そういった点で実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。積極的な取り組みをお願いするものであります。

それから、次に、教育の充実について質問するものであります。

先日も小中学校の教職員の皆様の勤務実態等について質問がございました。文部科学省が10年ぶりに実施した2016年度の公立小中学校の勤務実態調査で、中学校教員の約6割、小学校教員の3割が週60時間以上勤務していたと。過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしていることも明らかになった。教育現場が深刻な長時間労働に支えられている実態が改めて裏付けされました。

八街市内の小中学校の勤務実態、どのようになっているのか、改めて、私、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

個人質問13、山口孝弘議員にも答弁したとおり、教職員により異なりますが、始業の30分以上前に出勤し、終業の2、3時間後に退勤するという現状です。

仕事の内容は、授業のための教材研究や資料作り、各種の事務処理、生徒指導や保護者との対応、部活動など多岐にわたっております。

○丸山わき子君

学校の先生方の始まる時間、それから、仕事の終わる時間、何時から何時まででしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

学校によって若干異なりますが、概ね8時スタートの4時30分終了が多くなってございます。

○丸山わき子君

それで、先だっても、木村議員でしたか、100時間を超す教職員が小学校で20.4パーセント、中学校で30パーセントというような答弁がございました。いわゆる厚生労働省が過労死ラインと言われている80時間、これを超している教職員は何人なのか、また、60時間を超す職員はどのくらいいるのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

私たちの調査ですと、国の状況とまた違う調査報告になるかもしれませんが、今、議員がお話の、まず100時間を超えている者は小学校で20.4パーセント、中学校で30.0パーセント、これは今年度の4月の状況でございます。ですので、学年始めというちょっと

特殊な勤務時間が長いという部分が入ってございます。80時間超えでございます。これは合計が出ておらないんですが、これも学校によってかなり差がございまして、約20から30パーセントの職員が、小中合わせてですが、80時間を超えているという、これも4月のデータですが、そういうふうになってございます。

○丸山わき子君

私、質問するにあたりまして、警備会社の方に各学校が警備をお願いしていて、鍵をかける、あるいは鍵を開ける、その時間帯の一覧表、4月分をいただきました。見させていただきましたら、朝早いこと、1時、2時から出勤されている。それから、1日の仕事が終わって、お帰りになる一番遅い方は3時という方がいらっしゃるわけです。

それで、朝、圧倒的に多いのが4時、5時の解錠なんですね。お帰りになるのが23時、24時、鍵を閉めるのが多いというようなことで、私は、これはただならぬ状況であるというふうに思うんです。教職員の約半分の方は過労死状態じゃないですか。こんな状況を放っておくわけにはいかないと。これは平日です。土曜日も朝5時、6時台に出勤、土曜日、日曜日ですね。こういう先生方が多いわけです。土日は何時にお帰りになっているかという、5時から11時の間にお帰りになっていると。もう本当に超過勤務もいいところ。超過勤務どころか、1日のうち2労働、3労働しなければならないような状況なんですね。

これは本当に長時間過密労働は、教員の健康、生命を危険にさらすだけでなく、個々の子どもたちに目が行き届かなくなる。子どもに関わる時間が制約されるなど、教育にも悪影響が出ると。

教職員の長時間労働の改善の解決のために、国や、また多くの自治体では労働時間の正確な調査や把握、これをして、そして、長時間労働の削減に取り組んでいるわけです。

この間の答弁をお伺いしておりますと、八街市では教職員の労働時間の把握は、記録簿であったり、1週間の計画案、そこに判こを押すとか、大変教職員の皆さんが置かれている実態がきちんと把握されていないというのが明らかになったと、私は思うんですけれども、これで長時間労働の問題解決ができるのかどうか、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会として校長に対し職員の勤務時間の把握と縮減に努めるよう指導はしてございます。

各学校においては、「ノー残業デーの設定」「管理職からの声かけ」「文書の書式や各種データ、教材の共有」「組織で業務を効率化する」「会議の精選と内容のスリム化」などを実践しております。

また、加配教員を1人でも多く配置できるよう千葉県教育委員会に要望してございます。

○丸山わき子君

私、教育長に申し上げたいのは、学校だけの問題にしてはならないんじゃないかなと。先

ほども教育長の方から80時間以上働いている小学校、中学校の先生はどのくらいいますかといったときに、小中合わせて20から30かなと。60時間以上に関しては答弁がなかった。はっきり言って、それは把握されていないということだと思うんです。

学校だけにこの問題はなすり付けてはならないと。やはり、文部科学省が2006年、教職員の健康保持のために具体的な方法等を示して、勤務時間の適正な把握に努めるようにという、こんな通知が出されているはずなんです。ですから、教育長もきちんと各学校の先生方がどういう状況のもとで労働をしているのか、働いているのかというのを把握しなければならない。

ですから、出勤簿に判こを押す程度ではだめだと。やっぱり、タイムカードであるとか、ICカード、こういうものをきちんと置いて、客観的な記録を基礎として確認していく。まずは改善にあたっては、そこから必要ではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

今、議員の方から教育委員会の方でも把握をというご意見がございました。八街市教育委員会の各学校では、全てデータをとるように指示はしてございまして、その取り方が、先ほど議員からもお話がありましたように、自己記録であったり、1週間の計画案に記載、そしてタイムレコーダー、学校ごとでとり方は若干異なりますけれども、各学校ではデータをとっております。必要があれば、こちらから指示しますので、データの集計を上げてくださいというふうになってございます。ですので、上げてくることは可能でございますが、現場もそれを計算するのに、また非常に時間がかかるんですよというご意見がありますので、今のところは、控えてございましたけれども、今後は必要と感じれば、私の方でも毎月のように上げてみたいなと思っております。

○丸山わき子君

これは各学校がばらばらの対応ではだめなんです。この間、いろんな調査を見ても、「あなた、ちょっと働き過ぎだから、ここら辺をちょっと時間を減らして判こを押してください」とか、現場では結構そんなやりとりがされていると。ですから、タイムカードをきちんと入れて、それは正確な数字を示せるようにすべきであると。

取り組みにあたっては、大変厳しい対応をしなければならなくなってくるかもしれないんですが、そこは文部科学省が平成21年7月に、学校現場における業務改善のためのガイドライン、これは教育委員会に対して、きちんと教育委員会がやらなければならないことで役割が明確にされているはずなんです。

教育委員会の役割を明確にするためには、まずはタイムカード、ICカードをきちんと準備し、各学校に配置する。このことをぜひやっていただきたいと思います。まず改善のための第一歩として、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

先ほども私の答弁の中にタイムカードを実際にもう使っている学校等もございます。お値段等を聞きますと、非常に高価なものから安価なものまでさまざまあるようですが、それは財政的な部分もございますので、必ず配置できるというお約束はできませんが、配置に向けて財政の方とも検討はしてみたいと思います。

また、別な方法としまして、県が作成したパソコンのソフトで対応するものがあります。ただ、それは毎日本人が、朝出勤した場合にパソコンを立ち上げて、また帰るときに立ち上げて入力して、データが集計されるというもので、非常に現場としては、なかなか使いづらいなという声がございます、今現在は使用が止まっている状況のソフトもございます。

タイムレコーダーについては、今後検討してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

これだけ先生方が健康を害す寸前、過労死寸前の中で働いていることにもっと深刻に検討していかなくちゃいけない。本当にどれだけ先生方が大変な状況に置かれているかという把握を、責任者としては早急にやらなくちゃいけない。だから、職員の皆さんが簡単にタイムを記録できる、そういう設備を当然していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

これはそんなに大変なお金ではないと思います。財政課の方で、これだけ職員の皆さんが大変な健康を害するような状況の中での勤務状態なわけなんですけれども、こういう中のタイムカードをきちんと押せるような、そういうものを各学校に配置するとしたら、そんなにお金はかからないと思います。ぜひ、それは財政課の方では対応をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

端的に申し上げて可能だと思います。が、しかし、現場自体がそれを適切に確実に使っていただけるという条件付きです。例えばの話なんです、帰る前に押しておいて残る、あるいは、来てから押さずに時間がたってから押すというようなところを徹底さえしていただければ、やぶさかではございません。

○丸山わき子君

ということのようなので、教育長、予算はあります、ぜひとも先生方の健康をまず第一にした教育行政を考えていただくために取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、長時間労働の解消対策の1つとして、これは今年の1月に文部科学省の方では中学校の運動部の部活について、休養日を設置するよにということで、これは全国の教育委員会に通知が出されておりますね。先だつての答弁の中でも、平日に1日設定しておりますという答弁がございました。しかし、2016年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査というところでは、2割を超える中学校で休養日を設けていなかったために、教員や生徒の負担軽減を図ることが重要だということで、こういった休養日が必要だよということが出てきたと思うんですけども、しかしながら、中学校では週2日、高校では週1日、こういう設定が必要ではないかということで、もう既に1997年に設定令が出されているわけです。

ね。そういった点では、運動部活の適切な運営を図っていくことが必要ではないかというふうに思うわけなんですけれども、平日だけではなくて、土曜日か日曜日も、どちらかを休養日にしていくと。そういった取り組みが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

先ほど、申し上げましたように、毎週、月曜日が多いんですけれども、週1度、部活動を中止して体力を回復するという時間を設けてございます。

今、休日に設けたらいかがかということで、実態としましては、休日に試合等がございまして、なかなか難しい部分はございますが、それは条件によって可能かと思っておりますので、今度校長会がございましたら、各学校の状況に合わせて、その状況を把握しながら、適切に対応するように指導してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

成田市では、小中学校の部活経営ガイド、これがもうできているんですね。この中では、週休は土日等も検討しなさいよということが入っているわけです。生徒の皆さんにも伺いました。「土曜日、日曜日の部活はどう」といったら、「もう疲れてたまらない」と、学校の帰りに座り込んでいるんですね。「早く帰りなさいよ、危ないよ」といっても、「何かもうつかれちゃった」みたいな、本当に子どもも疲れている。先生方はもっと部活が終わっても、まだ仕事がどっさりあるわけですから、もっと疲れている。本当に疲れた中からは、いい教育は生まれないというふうに思います。

そういった点では、ぜひとも積極的な取り組みをしていただきたいと。それと同時に、先だっても答弁がございましたけれども、本当に煩雑な先生方の仕事、その負担増というのがあって、そういう中で長時間労働の解消をしていくのには、1つは教職員支援の補充は待ったなしだと。先ほども対応するという答弁であったわけなんですけれども、部活動に対しても、外部の方の支援、これは本当に必要ではなからうかと。八街では、もう2校が導入しているというような答弁がございましたけれども、そういった点での積極的な取り組みも必要ではないかなと、今後もね。その辺についてはいかががお考えでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

何度も今回の議会で私の方で答弁しておりますが、なかなか一人ひとりの先生方の努力では、非常に勤務時間短縮は難しい状況に来ているのかなと思ってございますので、人的な配置によって、組織で何とかしていくということが大事かと思っております。

そこで、県の方に加配教員を求める一方、市で単独にただいま56名ほどの支援員、カウンセラー、さまざまな区分で56名の職員を人的対応してございます。それがまた増やせるものであれば、もっと増やしていきたいと考えてはございます。

また、クラブ活動ですが、昨日も木村議員にお答えしましたように、今現在、県の方が県

立学校でどのように外部の人材を使うのかということを検討しますという状況になってございます。八街市も県の動きを注視しまして、それと同じような対応を図ってみたいなと思っております。

今、八街市で2校対応してございますが、それは完全にその方のボランティアということで頼っておるわけですけれども、今度、外部の人材を使うとなると、これは人件費がかかります。その辺の対応もございますので、県の方の動向を注視しながら前向きに取り組んでみたいなと思っております。

○丸山わき子君

ぜひ、その点はよろしく願いいたします。

あるアンケートなんですけれども、これは小中学校の教諭に教員以外の方にこの内容を委託という言い方はおかしいですけれども、委託してもよいと考えている中の1つに、クラブ活動、部活動があるんです。それも圧倒的に6割以上の先生方が、これは外に出してほしいと。いわゆる外部の方にお手伝いいただいて対応したいという、そういうアンケート調査結果も出ているわけです。

そういう点では、県の方の対応というのがあるかと思いますが、八街市独自でも、こういう方向でというのを一気に取り組めるように対応していただきたいというふうに思います。本当に一日も早く、学校の先生方の長時間勤務、これをなくすために取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、教育問題の学校施設整備についてなんですけれども、今年度は学校施設の維持管理費、小学校9校で600万円、中学校4校で400万円と、ともにさらにそれに上乗せして、小学校が1千700万円、中学校が1千400万円と施設整備が予算化されたわけなんですけれども、ただ、各学校は大変老朽化しておりまして、なかなか間に合わないというのが実態ではなかろうかというふうに思いますが、これは各学校からの施設整備要求がどんどん上がっているかと思うんですけれども、これは今後、どんなふうに対応されようとしているのか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、学校施設の整備としましては、避難所となる屋内運動場の吊り天井等の耐震改修工事や消防設備等の各種点検時における指摘箇所の改修工事を優先に進めておるところです。

また、学校施設の維持管理に伴う軽微な修繕につきましては、緊急度に応じて順次工事を実施しておりますが、緊急を要する高額な改修工事で当該年度の予算対応が難しい場合は、補正予算にて対応しております。

今年3月に地上まで避難できる階段と安全柵による避難経路の確保を目的とした八街中学校避難階段設置等工事も補正予算で対応したところであります。

そのほかの学校施設整備につきましても、教育環境の向上となる空調設備設置工事や老朽化した各種設備の改修工事などがあります。財政状況を考慮した学校施設整備計画及び学校

ごとの個別施設計画を策定し、適時適切な予算要求を行い、学校施設の防災機能強化を図り、児童・生徒の安全で安心な学校生活の確保が行えるよう学校施設の改修工事を進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

かなりの老朽化ということで、各学校では大変な思いをされているかというふうに思います。例えば、給食用のエレベーター、これはもう使えないというような対応をされているようなんですけども、例えば中学校の1年生が階段で持ち上げると、こぼしてしまうとか、あるいはやけどというような、そういう心配もあるということで、父兄の方々からも「このままでいいのかな、本当にもっと適切な対応をすべきではないのかな」という声も挙がっております。

今後は、そういった給食用のエレベーターはもう利用しないということで行くのか、あるいは、計画の中で改善の方向で何とかしようとしているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり来君）

お答えが遅くなって申し訳ございません。

保守点検等で大丈夫なところは使っておりますが、設備等の不備で使用していないところもございますので、今後の計画の中で対応させていただきたいと考えています。

○丸山わき子君

ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、中央中学校等も雨漏りがあつて、雨が降るたびにバケツが並ぶというので、そういう点でも一刻も早く対応していただきたい、このように申し上げておきたいと思います。

次に、障がい者が安心して住めるまちづくりについてなんですけれども、今年の4月からは障害者差別解消法が実施されました。市民への周知、差別解消の取り組み指針など、職員の服務規則の1つである対応要領、これが4月から実施されているはずでございます。

今年の6月には、県民一人ひとりが聴覚障がい者を理解して、コミュニケーション手段の手話・要約筆記などの普及促進を図る目的として、県としては手話言語等の普及促進に関する条例、これが施行されました。各自治体にこの具体化を求めています。八街市では、こうした具体化に関して、まだ取り組みはされておられません。

どのような具体化をしてほしいのかということで、難聴者の方々といろいろお話いたしましたところ、広報等の各課の問い合わせには電話番号だけではなくて、ファクス番号、あるいはメールアドレスを表記していただきたいんだと。あるいは、耳マークというのがありまして、その耳マークというのは「筆談に応じます」というその印なんですけれども、それを各課の窓口においていただきたいと、こういうような要望がございました。

実際に、手話言語等の普及促進に関する条例の具体化として、八街市はこういうことに早急に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年6月に、県民一人ひとりが聴覚障がい者を理解し、コミュニケーションの手段の手話・要約筆記等の普及促進を図ることを目的に千葉県手話言語等の普及促進に関する条例が制定されました。

本市では、月・水・金の9時から5時まで障がい福祉課に手話通訳者を配置しており、聴覚障がい者の方々への対応をしております。

また、難聴者や聞こえづらい高齢者の方々に対しましては、窓口において筆談などで対応するよう各課職員に周知しているところでございます。

今後も合理的な配慮を行ってまいります。

○丸山わき子君

J Aでは窓口に耳マークを置いてあります。そこには要約筆記、書いて対応します、あるいは、預金だとか、あるいは、買い物だとか、アイウエオだとか、そういうのが一覧表になっておりまして、指差しでわかるようになっている、書かなくてもね。そういう一覧表を置いてあったりということで、大変きめ細やかなJ Aは対応しています。

ぜひ、八街市も各課でそういう対応をしていただきたい、そのように思いますが、それについていかがでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

耳マークの表示についてでございますが、本日、遅くなりましたが、ポスター及びカードを各課等に配付し、活用について依頼をしたところでございます。

○丸山わき子君

本当にみんな年をとってきますと、障がい者になります。耳が遠くなる、話が聞きづらくなる、そういったときに、難聴者の約7割の方々は、話が通じなくなるから、家から出たくなるという、そういう状況があるようです。

ぜひ、そういうことのないように、八街市に本当に住んでいてよかったと言える、そういう対応をきちんとしていただきたいというふうに思います。

最後に磁気ループのことなんですけれども、これは高齢化が進む中で、難聴問題というのは深刻な問題になってくるかと思えます。

それで、公共施設、あるいは特に高齢者が必要とする課、ここの課のところには磁気ループを置いて、聞きやすい、聞こえやすい、話しやすい、そういう場にしていくべきではないかなというふうに思いますが、この磁気ループの活用については、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

通常の補聴器では音声だけではなく、あらゆる音も増幅され、聞き分けが困難な場合がございます。特に広い場所やホール、会議室、体育館などで音声を正確に聞き取ることが難しいのが現状でございます。

磁気ループは、ループアンテナによりエリアを限定し、その限定エリア内で誘導コイルつ

き補聴器を使用することによって、音声を増幅させ、マイクからの音のみ聞くことができるとされています。

現在、本市におきましては、システムがなくても講演や会議などでは、席次に配慮したり、窓口では、当事者の状況を勘案し、わかりやすい声かけや筆談などを意識した対応により、支障なく意思の疎通が図れるよう心がけております。

今後、システムの設置につきましては、普及状況、あるいは当事者、聴覚障害者団体などの意見を参考に検討してまいります。

○丸山わき子君

ぜひ、検討いただきたいと思えますし、それから、講演会、高齢者、難聴者の方がいつでも気軽に参加できる、そのようにするためには、講演会等に、あるいは、いろんな集会等に気軽に参加できるようにするために、そういう磁気ループの設置というのは必要ではなからうかというふうに思います。

窓口では、きめ細やかな対応をしていただくとともに、多くの皆さんが集まる場所でも、聞こえることへの保証をぜひしていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月8日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。6月8日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。6月9日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでございました。

（散会 午後 3時59分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件